

高度人材に対するポイント制による
出入国管理上の優遇制度の見直し
に関する検討結果
(報告)

平成25年5月

第6次出入国管理政策懇談会・
外国人受入れ制度検討分科会

第6次出入国管理政策懇談会・外国人受入れ制度検討分科会メンバー

(メンバー)

分科会長	たがや 多賀谷	かず 一	てる 照	獨協大学法学部教授
	あおやま 青山	のぶ 伸	よし 悦	日本商工会議所理事・事務局長
	かわぐち 川口		あきら 晶	日本経済団体連合会産業政策本部副部長
	しんたに 新谷	のぶ 信	ゆき 幸	日本労働組合総連合会常任中央執行委員・ 総合労働局長
	たかはし 高橋		すすむ 進	株式会社日本総合研究所理事長
	てらだ 寺田	のり 範	お 雄	全国商工会連合会専務理事
	よしかわ 吉川	せい 精	いち 一	弁護士

(敬称略，分科会長以外 50 音順)

(オブザーバー)

	やまもと 山本	ま 麻	り 里	厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部 外国人雇用対策課長
	なす 奈須	の 野	ふとし 太	経済産業省経済産業政策局参事官（産業人材 政策担当）

第6次出入国管理政策懇談会・外国人受入れ制度検討分科会開催状況

○第1回

開催日 平成25年4月23日（火）

議 題 ・高度人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇制度についての説明

○第2回

開催日 平成25年5月1日（水）

議 題 ・高度人材に対するポイント制に係る関係者（関係省庁を含む）及び有識者からのヒアリング

（ヒアリング出席者）

- ・ あさ 浅 ぬま 沼 こう 弘 いち 一 電機連合書記長
- ・ おお 大 いし 石 な 奈 な 々 上智大学国際教養学部教授
- ・ ご 後 とう 藤 じゅん 純 いち 一 慶應義塾大学総合政策学部教授
- ・ な 奈 す 須 の 野 ふとし 太 経済産業省経済産業政策局産業人材政策担当参事官
- ・ やま 山 もと 本 ま 麻 り 里 厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部外国人雇用対策課長

（敬称略・50音順）

○第3回

開催日 平成25年5月10日（金）

議 題 ・高度人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇制度の見直しについての分科会報告書のとりまとめ

第1 はじめに

1 検討の経緯

高度人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇制度（以下「高度人材ポイント制」という。）については、法務省において制度開始後1年をめぐりに実施状況を分析し、その結果を踏まえ、関係省庁、経済界・労働界を交えて制度の見直し及び在留期間の更新の取扱いについて検討するとされていたところである。

一方で、我が国の一層の経済成長を図るための政府における議論の中で、高度人材ポイント制の見直しの検討を速やかに行うことが求められていることから、本年4月23日、出入国管理政策懇談会の下に外国人受入れ制度検討分科会（以下「分科会」という。）を設け、集中的な議論を行った。

2 報告書作成の経緯等

分科会は、本年4月23日に設けられ、同日から5月10日までの間に3回開催された。その中で、高度人材ポイント制について、法務省からその概要や制度の実施状況について説明を受けるとともに、有識者及び関係省庁からヒアリングを行い、制度に対する関係者の評価や要望、制度の課題等に関する理解を深めつつ、その見直しの方向性について広く意見を交わした。

分科会においては、見直し積極、見直し慎重のいずれの立場からも活発な意見交換が行われ、それらの意見を踏まえた上で、高度人材ポイント制の見直しの方向性について、本報告書を取りまとめた。

今後、分科会からの報告を受けて行われる出入国管理政策懇談会での議論も踏まえ、報告書で示した見直しの方向性に沿う形で、高度人材ポイント制の見直しが着実に行われることを期待したい。

第2 高度人材ポイント制の概要及び運用状況等

1 制度導入の経緯

平成20年7月、高度人材の受入れ推進に資する必要な施策の検討を目的として、内閣官房長官の下に「高度人材受入推進会議」が参集され、平成21年5月、同会議において了承された「外国高度人材受入政策の本格的展開を」（高度人材受入推進会議報告書）において、「ポイント制導入」による「高度人材優遇制度（仮称）の創設」が提言された。

また、平成22年3月に法務大臣が定めた「第4次出入国管理基本計画」においても、高度人材の受入れを促進するための措置として、ポイント制を活用した高度人材に出入国管理上の優遇措置を講ずる制度の導入を検討

していくことが盛り込まれた。

こうした状況を受けて、関係省庁間での検討が進められ、高度人材ポイント制を実施するための法務省告示が平成24年3月に制定され、同年5月7日に施行された。

2 制度の概要

高度人材ポイント制は、現行の外国人受入れの範囲内で、高度人材外国人の受入れを促進するために、当該外国人が行う活動内容を「高度学術研究活動」、「高度専門・技術活動」、「高度経営・管理活動」の3つの類型に分類した上で、それぞれの特性に応じて、「学歴」、「職歴」、「年収」等の評価項目毎にポイントを設け、ポイントの合計が一定点数に達した場合に、出入国管理上の優遇措置を講じるものである。

ポイントの計算方法及び優遇措置の内容等の制度の詳細は、別添資料1（「高度人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇制度について」）のとおりである。

3 制度の実施状況

(1) 高度人材認定を受けた外国人に関する統計分析

高度人材ポイント制の開始から11か月間に、全国の地方入国管理官署において、高度人材ポイント制を適用して入国・在留のための許可処分等が行われた外国人に関し、統計分析を行った（別添資料2「高度人材ポイント制の導入後11か月間の実施状況に係る統計分析」参照）。

- 平成25年4月6日時点において、高度人材外国人として認定を受けた者の数は434人で、平均年齢は34.5歳
- 活動分野別では、高度専門・技術分野が345人（79.5%）、高度学術研究分野が65人（15.0%）、高度経営・管理分野が24人（5.5%）となっている。
- 国籍・地域別では、中国が246人（56.7%）で最も多く、続いて米国が32人（7.4%）、インドが19人（4.4%）と続く。
- 高度人材外国人の年間報酬額については、1,000万円以上が142人（32.7%）で最も高い割合を占めている。また、全体の平均年間報酬額は1,160万円であり、このうち、最も高い年間報酬額は6,780万円、最も低い年間報酬額は354万円

(2) 高度人材認定を受けなかった案件の分析

高度人材ポイント制の開始から平成25年3月末までに、高度人材認定を受けるための在留資格認定証明書交付申請又は在留資格変更許可申請を行ったにもかかわらず、当該認定を受けることができなかった案件は、24件（在留資格認定証明書交付申請について6件、在留資格変更許可申請について18件）となっている（別添資料3「高度人材認定を受けなかった案件の概要」）。

なお、公開されているポイント計算表によって合否の可能性を自ら試算できるため、自己採点によって申請を断念した潜在層が別途存在し得る。

第3 分科会における議論及び見直しの方向性

1 分科会における主な意見

分科会において、委員及びヒアリングを行った有識者から出された意見の概要は、次のとおりである。

(1) 総論

【高度人材ポイント制度の評価】

(見直し積極)

○ 高度人材ポイント制は企業における高度人材外国人の定着の取組みを後押しするものとして期待されるものであり、より多くの外国人が活用し得る魅力ある措置として充実させるため、要件や優遇措置の見直しについて検討すべきではないか。

○ 高度人材ポイント制については、どれだけ高度人材外国人を海外から受け入れたかという点だけでなく、どれだけ国内に定着させることに寄与しているかという点も重視すべきであり、国内での高度人材外国人への変更実績は、後者の観点からも評価すべきではないか。

(見直し慎重)

○ 高度人材ポイント制は、どれだけの数を受け入れたのかでなく、日本に在留する高度人材外国人がどれだけイノベーションや雇用の創出をもたらしたかという観点で評価されるべきではないか。

【高度人材の定義】

○ 受入れを促進すべき高度人材外国人のイメージを明確にする必要があるところ、高度人材受入推進会議報告書における「高度人材」の定義によるべきではないか。

【優遇措置のあり方】

(見直し積極)

- 高度人材外国人の受入れ及び定着の促進のためには、社会保障、子供の教育、医療等の改善も含めてパッケージで対応することが必要であるが、それと併せて、受入れ環境の整備を後押しする制度として高度人材ポイント制における出入国管理上の優遇措置も見直しを行うことが重要ではないか。

(見直し慎重)

- 出入国管理上の優遇措置のみによる高度人材外国人の受入れ促進には限界があり、職場環境や生活環境など、日本が高度人材外国人の入国先、定住先として選ばれない要因を分析し、必要な対策をとる必要があるのではないか。
- 出入国管理上の優遇措置の拡充を検討する場合には、高度人材外国人としての認定要件をどの程度緩和するのかとセットで議論し、両者のバランスを考慮する必要があるのではないか。

【高度人材ポイント制の周知】

- 高度人材ポイント制の主たる目的は、高度人材外国人を海外から呼び寄せるといふものであるから、海外での周知広報をさらに強化すべきではないか。

(2) 各論

ア 認定要件に関する意見

【年収要件】

(見直し積極)

- ポイント計算において、年収の比重が高いのではないか。特に高度学術研究活動については、年収が少なくても優秀な人材はいるのではないか。ポイント制を採用している諸外国の配点を参考にしているかどうか。
- 中小企業は、海外進出に当たり、地元の大学に來ている外国人留学生の採用に関心をもっているが、そのような人材も中小企業が支払える年収だと高度人材外国人として認定されない。年収基準の緩和やボーナスポイントの見直しにより中小企業でも活用できるような制度設計にしてほしい。

(見直し積極／慎重)

- 高度学術研究活動については、一般に年収が比較的低いという実態も踏まえ、ポイント計算において年収に重きを置く必要はなく、研究実績や雇用形態（専任か否か）等の他の指標を重視すべきである。一方で、高度専門・技術活動については、年収要件を下げた場合にそれに代わるような客観的指標が想定できないのではないか。

イ 優遇措置に関する意見

【永住許可要件としての在留歴の緩和】

(見直し積極)

- 高度人材外国人に日本に定着してもらい経済成長に貢献してもらうという観点から、永住許可に必要な在留歴を短縮することは、高度人材ポイント制の魅力を増すことにつながり有益ではないか。
- 永住許可により活動制限がなくなったとしても、もともと高度人材外国人として認定されたような外国人であれば、単純労働に従事し続ける可能性は低いのではないか。

(見直し慎重)

- 高度人材外国人を呼び込むためには、出入国管理上の優遇よりも就労環境や生活環境等の改善が重要であり、国際的経済活動の中で日本と外国の間を行き来する高度人材が増えてくるとすれば、永住許可に必要な在留歴を短縮することにはあまり意味がないのではないか。
- 永住許可は不可逆的な措置であり、活動内容に制限がなくなり単純労働が可能になるだけでなく、永住者は生活保護の対象となり得る。5年以内の離職率が高い状況も踏まえれば、永住許可要件の在留歴の短縮については慎重な検討を行うべきではないか。
- 高度人材外国人の認定要件を緩和していくのであれば、優遇措置の拡充として永住許可要件を緩和することの影響を慎重に見極める必要があるのではないか。

2 見直しの必要性

高度人材ポイント制の導入を提言した前記高度人材受入推進会議報告書では、「国家戦略」としての高度人材外国人の受入れ促進を官民一体で実行していく観点から、高度人材ポイント制の導入のみならず、民間での受入れ環境の整備を含めた多角的な提言がなされているが、その中でも、高度人材ポイント制が先行的に実施されたものである。

高度人材ポイント制は、その運用開始後、約1年を経過したばかりであり、見直しを行うには時期尚早との見方もあるものの、現行制度の運用において、社会通念上、高度人材外国人と認められて然るべき人材が認定されていない事案が存在すると指摘されていること等を踏まえれば、本制度の認定の仕組みを早急に見直す必要がある。

もともと、高度人材ポイント制の優遇措置は、出入国管理行政の枠内で実施可能なものにとどまるため、その受入れ促進効果には一定の限界がある。しかし、そうした限界がある中でも、可能な見直しを行い、制

度をさらに効果的なものとしていくことが望まれる。

3 見直しに関する留意点

- ① 高度人材ポイント制の見直しを検討するに当たっては、制度を見直すことによって受入れを促進すべき「高度人材」の定義が重要となる。「高度人材」の定義については、前記高度人材受入推進会議報告書により、「国内の資本・労働とは補完関係にあり、代替することが出来ない良質な人材」であり、「我が国の産業にイノベーションをもたらすとともに、日本人との切磋琢磨を通じて専門的・技術的な労働市場の発展を促し、我が国労働市場の効率性を高めることが期待される人材」とされている。分科会における議論は、この定義を前提として行われたものであり、今後、本報告を受けて行われる今回の具体的な見直し措置の検討も、この定義に該当する外国人を念頭に置いて行われるべきである。
- ② 現行の高度人材ポイント制も、上記のような「高度人材」の定義を前提に制度設計されたものであり、今回の見直しは、あくまでこの「高度人材」の定義を維持して行われるものであるから、高度人材外国人の認定数を増やすことを目的として、単純に認定基準を引き下げることにより、高度人材外国人に該当しない外国人にまで各種の優遇措置を付与することになるような見直しは行うべきではない。
- ③ 本制度の運用により受入れが促進された外国人が、専門的・技術的分野以外の就労活動に従事することにより、期待される成果が望めず、そればかりか、我が国の労働市場に消極的な影響を与えたり、社会保障制度の負担となるといった社会的弊害が発生する危険性が高まるような内容の見直しは、行うべきではない。
- ④ 一方で、高度人材外国人の受入れ促進については、我が国への投資やそれに伴う雇用の拡大に積極的な影響を及ぼすことが期待されているということにも留意して、認定要件の見直しを行って行くべきである。
- ⑤ また、産業イノベーションが、都市部の企業や大企業のみで生じるものではないことを踏まえると、より幅広い所属機関で高度人材外国人が活躍できるような配慮も、見直しに反映させるべきである。
- ⑥ 本制度の見直しに当たっては、本制度の使い手である高度人材外国人やその雇用主である企業等のニーズを反映するだけでなく、見直しが高度人材外国人の我が国への定着を促進する観点から行われる場合には、日本社会においてこれらの外国人と共生することとなる国民の納得や支持が得られるものである必要がある。

- ⑦ 本制度については、潜在的利用者や企業等の関係者に十分周知されていないことが指摘されている。そこで、これら関係者の関心を引くことができるような魅力的な制度改善を行った上で、効果的な広報戦略を検討し、一層の周知を図る工夫を行うことが必要である。

4 見直しの方向性

(1) 認定における評価の見直しの方向性

ア 年収要件等に係る見直し

高度学術研究活動に従事する外国人は、大学等において研究等の活動に従事するものであるところ、分科会では、このような外国人については一般的に所属機関から受け取る報酬額が少ないために年収に係る評価項目での得点が難しいことが指摘された。また、学術研究活動に従事する若手外国人の資質・能力は、その年収よりも研究実績等他の要素によって評価すべきとの意見が出された。

こうした状況を踏まえ、高度学術研究活動に関し、研究実績に係るポイントを引き上げることにより年収要件以外の評価項目でのポイント加算をしやすくすることを含め、年収要件等に係る見直しを行うべきである。

イ 報酬の範囲に係る見直し

高度専門・技術活動及び高度経営・管理活動について、海外の親会社などの関係機関から高額の報酬を受け取っているにもかかわらず、本邦の所属機関からの報酬が少ないために高度人材認定が受けられなかった事例があることが報告されたところ、年収を高度人材の資質・能力を評価する上での一つの指標とする趣旨からすれば、例えば海外の親会社等から報酬が支給される場合に当該報酬を評価の対象から排除しなければならない合理的理由はないと考えられる。

そこで、審査可能な範囲内で、このような海外の関係機関から受ける報酬を年収要件の判断に反映させることができるようにするなど、年収として認める報酬の範囲に係る見直しを行うべきである。

ウ ボーナス・ポイントに係る見直し

高度人材認定のための評価項目には、前記のような「高度人材」の定義を踏まえ、「学歴」、「職歴」、「年収」及び「年齢」といった基本的な評価項目の他に、「研究実績」等外国人の資質・能力を示す指標が、いわゆるボーナス・ポイントとして設定されているところ、制度を運用する中で指標として追加すべきものが明らかとなる等の事情があれば、ボーナス・ポイントの追加等の見直しを行うことが適当である。

そこで、例えば、MBA等一定の資格取得事実を高度経営・管理活動のボーナス・ポイント項目として追加する等の見直しを行うべきである。

(2) 優遇措置の見直しの方向性

ア 「在留歴に係る永住許可要件の緩和」の見直し

高度人材ポイント制は、出入国管理上の優遇措置を講じることにより、高度人材外国人が来日し、あるいは在留中の高度人材外国人が我が国に定着していくことを促進する制度であり、同制度を一層効果的に運用していくためには、優遇措置を高度人材外国人にとってより魅力的なものとするのが肝要である。

また、高度人材外国人を受け入れる目的は、前記高度人材受入推進会議報告書にあるとおり、企業や大学等研究機関におけるイノベーションを通じ、高付加価値の製品・サービスを作り出し、経済成長や雇用創出を図っていくことであり、こうした成果を着実に挙げるとの観点からは、海外から受け入れた高度人材外国人が安定的に我が国で活動できる環境整備が必要である。

したがって、優遇措置のうち、「在留歴に係る永住許可要件の緩和」については、我が国として高度人材外国人を受け入れ、その定着を図るという意思を強く表明する見直しを行うべきである。また、現行制度の下では、一般の永住許可を付与され「永住者」の在留資格となった場合に優遇措置を継続できないという制約があるため、永住が認められた後も継続して優遇措置の適用を受けることができるような措置を合わせて講じることが望ましい。

他方で、外国人が我が国での高度人材外国人としての活動が定着する以前に「永住者」の在留資格を付与された場合には、活動の制限がなくなり、高度人材外国人としての活動が行われなくなる懸念があり、その場合、労働市場や社会保障制度へ影響が及ぶことも想定されるため、こうした弊害に対する懸念が大きいことも十分留意する必要がある。

そこで、「永住者」の在留資格とは別に、期限のない在留を認める措置を講じるなど、入国管理局において在留状況を的確に把握し問題があれば適切に対処できるようにして、前記のような弊害が生じないようにすることを前提に、現行の高度人材ポイント制での優遇措置（概ね5年）よりも早期に永住を認め、かつ、引き続き優遇措置を受けることのできるようにする方向で見直しを行うべきである。

イ 「親の帯同」及び「高度人材に雇用される家事使用人の帯同」の見直

し

永住許可制度の運用以外の優遇措置のうち、親又は家事使用人の帯同は、魅力ある優遇措置として一定の成果を挙げていると考えられるが、必ずしもその利用率が高くないのが実情である。優遇措置として魅力があるにもかかわらず、これらの措置が利用されていない要因としては、親又は家事使用人の帯同要件となっている高度人材外国人の年収が高額に設定されている等の制約があるためと考えられる。

そこで、見直しを行った場合に生じ得る弊害や制度の濫用を回避するための措置を講じることを前提とした上で、これらの優遇措置を一層利用しやすいものとするため、優遇措置を受けるための要件の見直しを行うべきである。

第4 高度人材外国人受入れ推進のための国家戦略的検討の強化等

前記高度人材受入推進会議報告書は、「…我が国が持続的成長を遂げるためには、外国高度人材の発想や能力・経験を活用しイノベーションを引き起こすことが重要である。」とした上で、「政府は、外国高度人材の受入推進を成長戦略の重要な一翼として位置付け、国民的コンセンサスを得た上で中長期的観点から高度人材の受入れを進めていく必要がある。」としている。また、同報告書は、高度人材の受入れの促進については、「国家戦略」として実行していく必要があり、そのためには「国民的コンセンサスを得た上で官民が一体となった取組を進める必要がある。」ことを指摘した上で、「政府においては、本報告書の提言を踏まえて、各省庁が協力して速やかにアクション・プログラムをとりまとめ、可能なものから速やかに実行に移していくべきである。」として、政府全体としての取組を強く求めるものとなっている。

同報告書が求める形で高度人材外国人の受入れを本格的に推進するためには、出入国管理上の優遇措置にとどまることなく、他の行政分野における施策を含め、日本全体としての総合的な受入れ促進を図るべく、国家戦略的な検討を強力に推し進める必要があることは明らかである。また、そうした総合的な施策を実行していくために、政府全体として、例えば、「高度人材受入促進基本法」の制定や、「高度人材受入促進基本計画」を策定するといったことも検討し得る。

高度人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇制度

制度の概要・目的

高度人材(現行の外国人受入れの範囲内にある者で、高度な資質・能力を有すると認められるもの)の受入れを促進するため、高度人材に対し**ポイント制**を活用した**出入国管理上の優遇措置**を講ずる制度を平成24年5月7日より導入。

高度人材の活動内容を**高度学術研究活動**、**高度専門・技術活動**、**高度経営・管理活動**の3つに分類し、それぞれの特性に応じて、「学歴」、「職歴」、「年収」、などの項目ごとにポイントを設け、**ポイントの合計が一定点数に達した場合に、出入国管理上の優遇措置を与えることにより**、高度人材の我が国への受入れ促進を図ることを目的とする。

海外から入国する場合の手続の流れについては別紙1、ポイント計算表は別紙2

「高度人材」のイメージ

我が国が積極的に受け入れるべき高度人材とは・・・

「国内の資本・労働とは補完関係にあり、代替することが出来ない良質な人材」であり、「我が国の産業にイノベーションをもたらすとともに、日本人との切磋琢磨を通じて専門的・技術的な労働市場の発展を促し、我が国労働市場の効率性を高めることが期待される人材」

(平成21年5月29日高度人材受入推進会議報告書)

高度学術研究活動...基礎研究や最先端技術の研究を行う研究者

高度専門・技術活動...専門的な技術・知識等を活かして新たな市場の獲得や新たな製品・技術開発等を担う者

高度経営・管理活動...我が国企業のグローバルな事業展開等のため、豊富な実務経験等を活かして企業の経営・管理に従事する者

優遇措置の内容

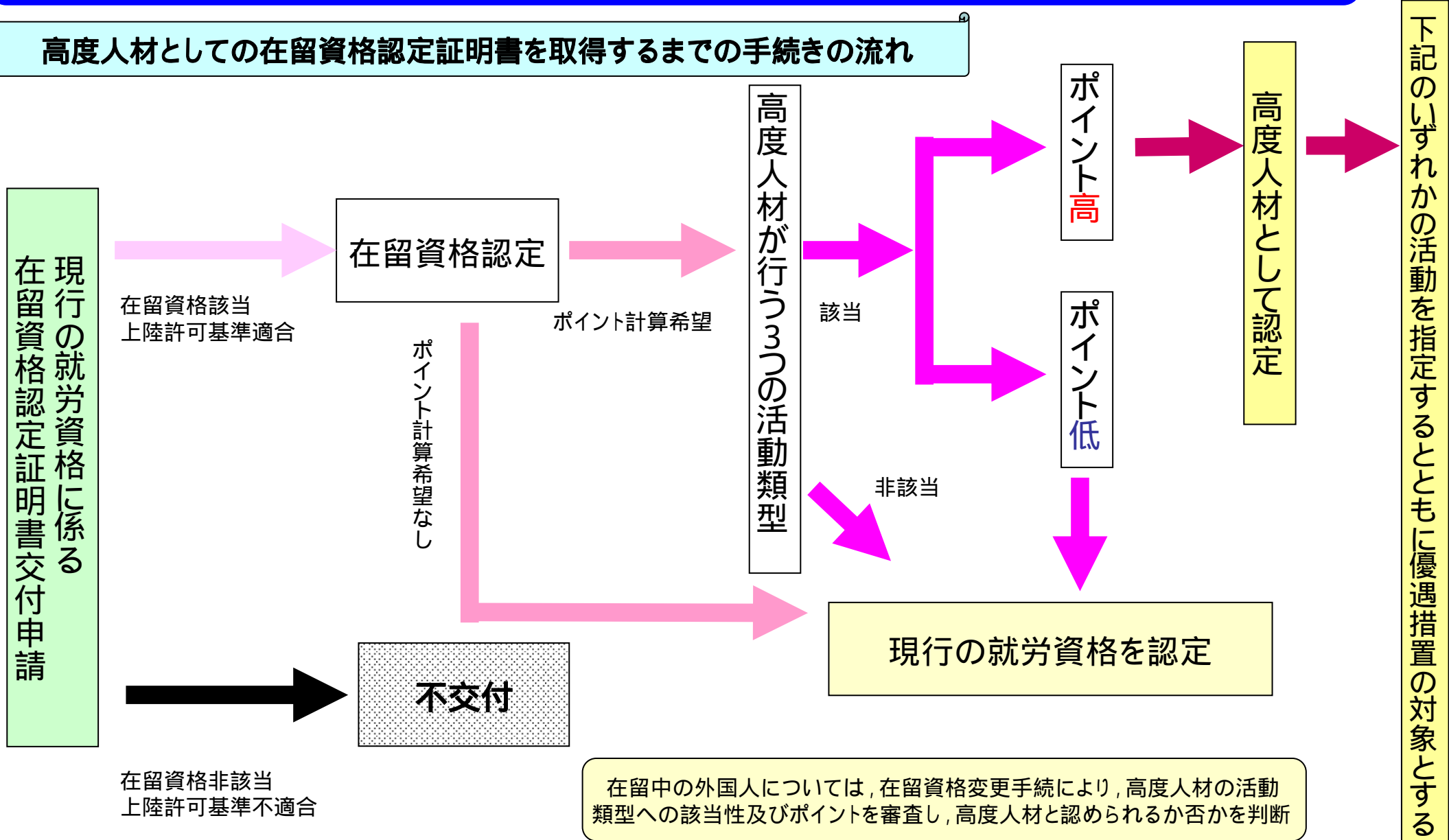
- 複合的な在留活動の許容
 - 在留期間「5年」の付与
 - 在留歴に係る永住許可要件の緩和
 - 入国・在留手続の優先処理
 - 配偶者の就労
 - 親の帯同
 - 高度人材に雇用される家事使用人の帯同
- 優遇措置の詳細については別紙3

法令上の位置付け

- 在留資格「特定活動」の一類型として整備
- ポイント制における評価項目と配点は、告示で規定
- 現在の在留資格に関する要件(在留資格該当性・上陸許可基準適合性)を満たす者の中から高度人材を認定する仕組みとする

高度人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇制度

高度人材としての在留資格認定証明書を取得するまでの手続きの流れ



在留中の外国人については、在留資格変更手続により、高度人材の活動類型への該当性及びポイントを審査し、高度人材と認められるか否かを判断

- 高度学術研究活動.....本邦の公私の機関との契約に基づいて行う研究、研究の指導又は教育をする活動
- 高度専門・技術活動...本邦の公私の機関との契約に基づいて行う自然科学又は人文科学の分野に属する知識若しくは技術を要する業務に従事する活動
- 高度経営・管理活動.....本邦の公私の機関の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動

ポイント計算表

高度学研究分野		
学歴	博士号(専門職に係る学位を除く)取得者	30
	修士号(専門職に係る博士を含む)取得者	20
職歴 (実務経験) <small>従事しようとする研究 研究の指導又は教育に 係る実務経験に限る</small>	7年～	15
	5年～	10
	3年～	5
年収 <small>主たる受入機関から 受ける源泉徴収前 の報酬の年額</small>	年齢区分に応じ、ポイントが付与される年収の下限を異なるものとする。詳細は別紙2-。	40
		10
年齢	～29歳	15
	～34歳	10
	～39歳	5
ボーナス	日本国政府からイノベーションを促進するための支援措置(別に告示で定めるもの)を受けている機関における就労	10
ボーナス (研究実績)	詳細は別紙2- 参照	15
ボーナス	本邦の高等教育機関において学位を取得	5
ボーナス	日本語能力試験1級に合格している者若しくはこれと同等以上の能力があることを試験(注)により認められている者又は外国の大学において日本語を専攻して卒業した者	10
合格点		70

高度専門・技術分野		
学歴	博士号(専門職に係る学位を除く)取得者	30
	修士号(専門職に係る博士を含む)取得者	20
	大学を卒業し又はこれと同等以上の教育を受けた者(博士号又は修士号取得者を除く)	10
職歴 (実務経験) <small>従事しようとする業 務に係る実務経験に限る</small>	10年～	20
	7年～	15
	5年～ 3年～	10 5
年収 <small>主たる受入機関から 受ける源泉徴収前 の報酬の年額</small>	年齢区分に応じ、ポイントが付与される年収の下限を異なるものとする。詳細は別紙2-。	40
		10
年齢	～29歳	15
	～34歳	10
	～39歳	5
ボーナス	日本国政府からイノベーションを促進するための支援措置(別に告示で定めるもの)を受けている機関における就労	10
ボーナス	本邦の高等教育機関において学位を取得	5
ボーナス	日本語能力試験1級に合格している者若しくはこれと同等以上の能力があることを試験により認められている者又は外国の大学において日本語を専攻して卒業した者	10
ボーナス (資格)	職務に関連する資格の保有(1つにつき5点)	10
ボーナス (研究実績)	詳細は別紙2- 参照	15
合格点		70

高度経営・管理分野		
学歴	博士号又は修士号取得者	20
	大学を卒業し又はこれと同等以上の教育を受けた者(博士号又は修士号取得者を除く)	10
職歴 (実務経験) <small>事業の経営又は管 理に係るものに限る</small>	10年～	25
	7年～	20
	5年～	15
	3年～	10
年収 <small>主たる受入機関から 受ける源泉徴収前 の報酬の年額</small>	3000万円～	50
	2500万円～	40
	2000万円～	30
	1500万円～	20
	1000万円～	10
ボーナス	日本国政府からイノベーションを促進するための支援措置(別に告示で定めるもの)を受けている機関における就労	10
ボーナス (地位)	代表取締役、代表執行役ポストでの受入れ	10
	取締役、執行役ポストでの受入れ	5
ボーナス	本邦の高等教育機関において学位を取得	5
ボーナス	日本語能力試験1級に合格している者若しくはこれと同等以上の能力があることを試験により認められている者又は外国の大学において日本語を専攻して卒業した者	10
合格点		70

年収は左欄の区分に応じ、右欄に掲げる金額以上であること

年齢区分	年収最低基準
～30歳未満	340万円
30歳以上35歳未満	440万円
35歳以上40歳未満	500万円
40歳以上	600万円

(注)例えば、BJTビジネス日本語能力テストにおける550点以上の得点

高度学術研究分野及び高度専門・技術分野の年収ポイント

年収 \ 年齢	～ 29歳	～ 34歳	～ 39歳	40歳～
1,000万円	40	40	40	40
900万円	35	35	35	35
800万円	30	30	30	30
700万円	25	25	25	-
600万円	20	20	20	-
500万円	15	15	-	-
400万円	10	-	-	-

研究実績に係るポイント評価

別紙2 -

研 究 実 績 (1 5 点 まで)	特許の発明 1件～	15
	入国前に公的機関からグラントを受けた研究に従事した実績 3件～	15
	研究論文の実績については、我が国の国の機関において利用されている学術論文データベースに登録されている学術雑誌に掲載されている論文（申出人が責任著者であるものに限る。）が3本以上で15点を付与。	15
	上記の項目以外で、上記項目におけるものと同等の研究実績があると申請人がアピールする場合（上記データベースで確認できない雑誌への論文掲載、著名な賞の受賞歴等）、関係行政機関の長の意見を聴いた上で法務大臣が個別にポイント付与の適否を判断。	15

制度導入前の取扱い(就労を目的とした在留資格)

単一の在留資格の範囲内の活動に限定
許可された一つの在留資格の範囲内での活動しか認められていない。

永住許可まで原則10年以上の在留が必要
就労を目的とする在留資格を有する者が永住許可を受けるためには原則として引き続き10年以上我が国に在留していることが必要。

配偶者の就労は原則不可
就労資格を有する外国人の配偶者(在留資格「家族滞在」)については、原則として就労はできないが、入国管理局で資格外活動許可を受ければ就労が可能。ただし、包括的に許可する就労時間の上限は週28時間。

扶養を受ける親の帯同は原則不可
例外的に、在留資格「特定活動」のうち高度な研究活動に従事する者や情報処理技術者については、我が国で同居し、かつその者の扶養を受ける親(配偶者の親を含む)の帯同を認めている(扶養者とともに入国する必要があり、呼び寄せは不可。)

家事使用人の帯同は例外的に許可

現行制度においては、家事使用人の雇用主の在留資格が「投資・経営」又は「法律・会計業務」の場合で、その地位が事業所若しくは事務所の長又はこれに準ずる地位にある場合、一定の要件(人数制限(1人まで)、報酬要件(月額15万円以上)、家庭の事情(申請の時点において、13歳未満の子又は病気等により日常の家事に従事することができない配偶者を有すること)の下に家事使用人の帯同が認められている。

高度人材に対する優遇措置

複合的な在留資格の許容
従来の就労可能な在留資格にそのまま当てはめるのではなく、高度な資質・能力等を活かした複数の在留資格にまたがる活動や、併せて事業経営活動を行うことを許容。
(例)高度学術研究活動...本邦の公私の機関との契約に基づいて行う研究、研究の指導若しくは教育をする活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動

在留歴に係る永住許可要件の緩和
高度人材としての活動を引き続き概ね5年行っている場合には、永住許可の対象とする。
なお、高度人材としての活動を引き続き4年6月以上行っている場合には、永住許可申請を受理する旨案内する。

高度人材の配偶者の就労
高度人材と同居する配偶者について、本邦の公私の機関との契約に基づいて就労を目的とする在留資格(「教育」、「技術」、「人文知識・国際業務」等)に該当する活動について、これらの在留資格に係る要件(学歴等)を満たさない場合でも週28時間を超える就労を認める。
日本人と同等以上の報酬を受けることを要件とし、許可に際しては就労先を特定する。
現行の資格外活動許可と同様、入国後一定期間は就労を認めないとの措置は執らない。
就労しない配偶者については、現在の「家族滞在」と同様の活動を認める。

高度人材の親の帯同の許容(注1)
高度人材又はその配偶者の3歳未満の実子を養育する場合に限り、以下の条件を満たす高度人材又はその配偶者の親(実親に限る)の帯同及び呼び寄せを認める。
高度人材の年収が1,000万円以上であること
高度人材と同居すること
滞在期間は最長3年間とすること
高度人材又はその配偶者のどちらかの親に限ること

家事使用人の帯同の許容(注2)
一定の条件(年収等)を満たす高度人材に雇用される家事使用人の帯同を認める。
外国で雇用していた家事使用人を引き続き雇用する場合の条件
・高度人材の年収が1,500万円以上あること
・帯同できる家事使用人は1名まで
・家事使用人に対して月額20万円以上の報酬を支払うことを予定していること
・帯同する家事使用人が本邦入国前に1年間以上当該高度人材に雇用されていた者であること。
・高度人材が本邦から出国する場合、共に出国することが予定されていること
以外の家事使用人を雇用する場合
・高度人材の年収が1,500万円以上あること
・帯同できる家事使用人は1名まで
・家事使用人に対して月額20万円以上の報酬を支払うことを予定していること
・家庭の事情(申請の時点において、13歳未満の子又は病気等により日常の家事に従事することができない配偶者を有すること)が存在すること

(注1)高度人材等の子の養育目的で在留している高度人材等の親は永住許可の対象としない。

(注2)厚労省が重要事項(労働条件、帰国担保措置等)を含むモデル雇用契約書を作成し、法務省においてその使用を関係者に推奨する等の適正な運用を行う。

これらの優遇措置のほか、最長「5年」の在留期間の付与、入国・在留手続の優先処理についても実施。

平成 25 年 5 月
法務省入国管理局

高度人材ポイント制の導入後 11 か月間の実施状況に係る統計分析

- ・ 平成 25 年 4 月 6 日時点において、高度人材外国人として認定を受けた者の数は 434 人で、平均年齢は 34.5 歳
- ・ 活動分野別では、高度専門・技術分野が 345 人(79.5%)、高度学術研究分野が 65 人(15.0%)、高度経営・管理分野が 24 人(5.5%)となっている。
- ・ 国籍・地域別では、中国が 246 人(56.7%)で最も多く、続いて米国が 32 人(7.4%)、インドが 19 人(4.4%)と続く。
- ・ 年収については、1,000 万円以上が 142 人(32.7%)で最も高い割合を占めている。

高度人材外国人に対するポイント制による出入国管理上の優遇制度(以下「高度人材ポイント制」という。)は、平成 24 年 5 月 7 日から実施されているところ、今般、制度開始後 11 か月間に全国の地方入国管理官署において、高度人材ポイント制の適用を受けて入国・在留のための許可処分等を行った外国人について、次のとおり統計分析を行った(実施状況については別紙のとおり。)

1 調査方法等

(1) 調査対象期間

平成 24 年 5 月 7 日～平成 25 年 4 月 6 日の 11 か月間

(2) 調査対象者

調査対象期間中に、高度人材ポイント制の適用を受けて、在留資格認定証明書の交付又は在留資格変更許可を受けた高度人材外国人並びにその配偶者・子、親及び家事使用人

(3) 調査方法

調査対象者に係る在留資格認定証明書交付申請及び在留資格変更許可申請に係る申請書等の提出書類から、各項目に係る情報を抽出して集計・分析を実施(申請書の書式例等については別紙 2(14 ページ以下)のとおり。)

2 調査対象期間中のポイント制適用対象者数

(1) 高度人材外国人としての認定を受けた者：434 人

(2) 高度人材外国人の配偶者・子、親又は家事使用人としての認定を受けた者：322 人

(3) 処分形態別

- ・ 高度人材ポイント制の適用に係る在留資格認定証明書を受け新規入国した高度人材外国人：17 人
- ・ 高度人材ポイント制の適用による在留資格変更許可を受けた高度人材外国人：417 人
- ・ 高度人材外国人の配偶者・子、親又は家事使用人として在留資格認定証明書を受け新規入国した外国人：60 人
- ・ 高度人材外国人の配偶者・子、親又は家事使用人として在留資格変更許可を受けた外国人：262 人

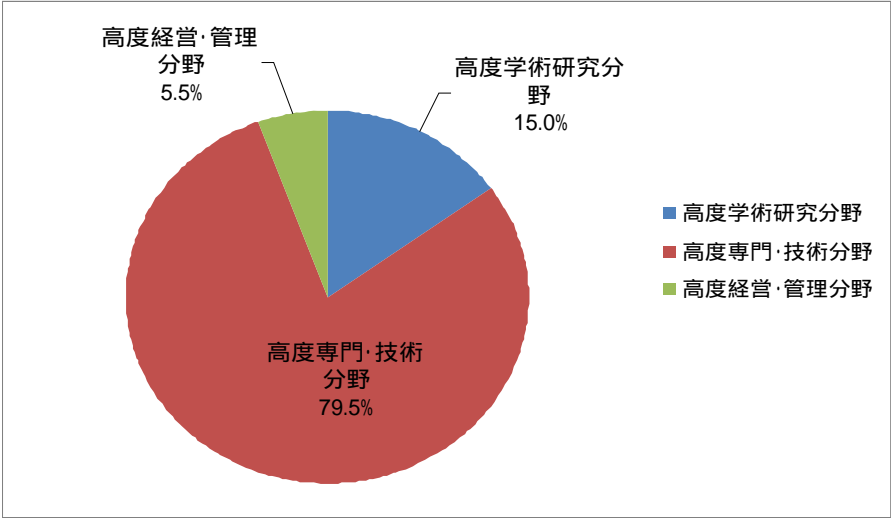
高度人材ポイント制実施状況

1 高度人材外国人の活動分野，国籍・地域，最終学歴，年齢

(1) 活動分野別

高度人材外国人の活動分野別では，高度専門・技術分野が345人(79.5%)，高度学研究分野が65人(15.0%)，高度経営・管理分野が24人(5.5%)となっている。

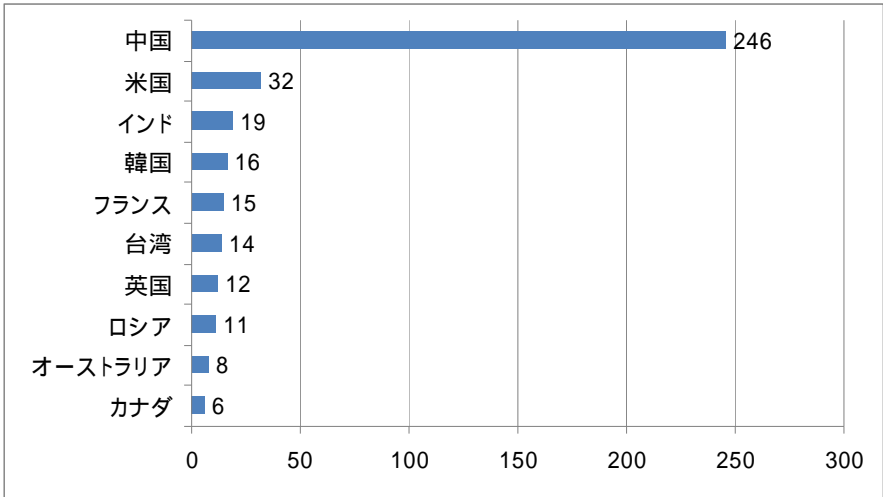
〔図1 高度人材外国人の活動分野別割合〕



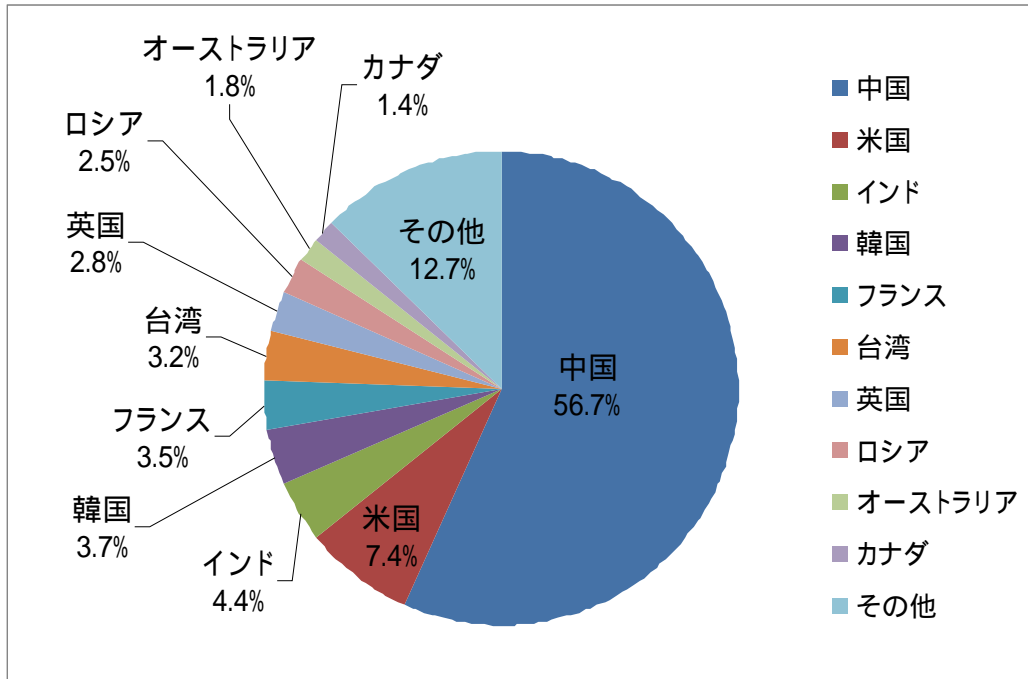
(2) 国籍・地域別

高度人材外国人の国籍・地域別では，中国246人(56.7%)，米国32人(7.4%)，インド19人(4.4%)などとなっており，この3か国で68.5%を占めている(図2及び図3参照)。

〔図2 高度人材外国人の国籍・地域別人数上位10カ国〕



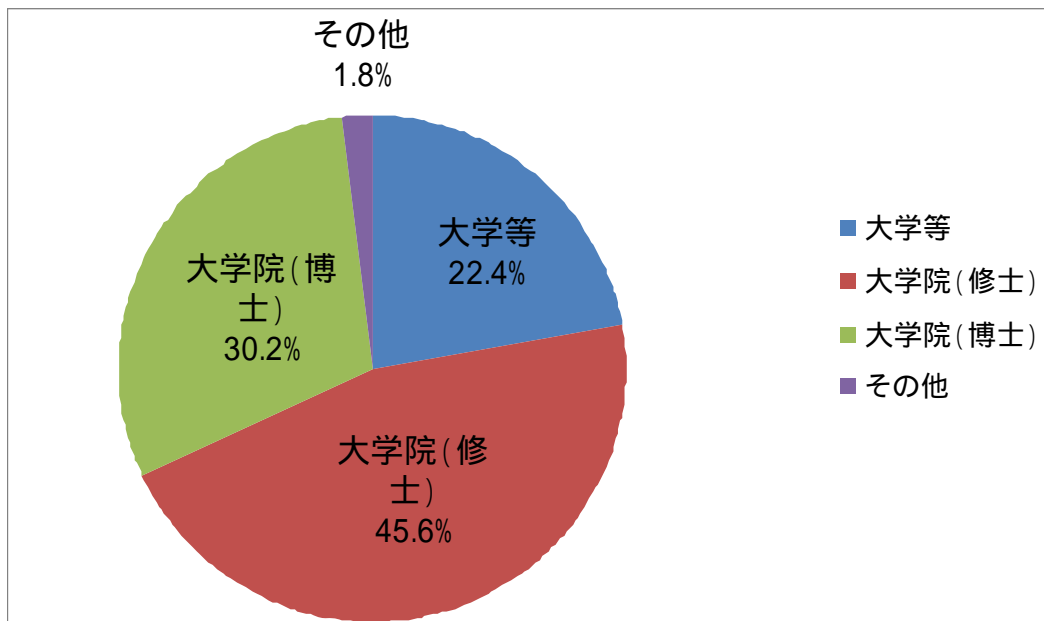
〔図3 高度人材外国人の国籍・地域別割合〕



(3) 最終学歴別

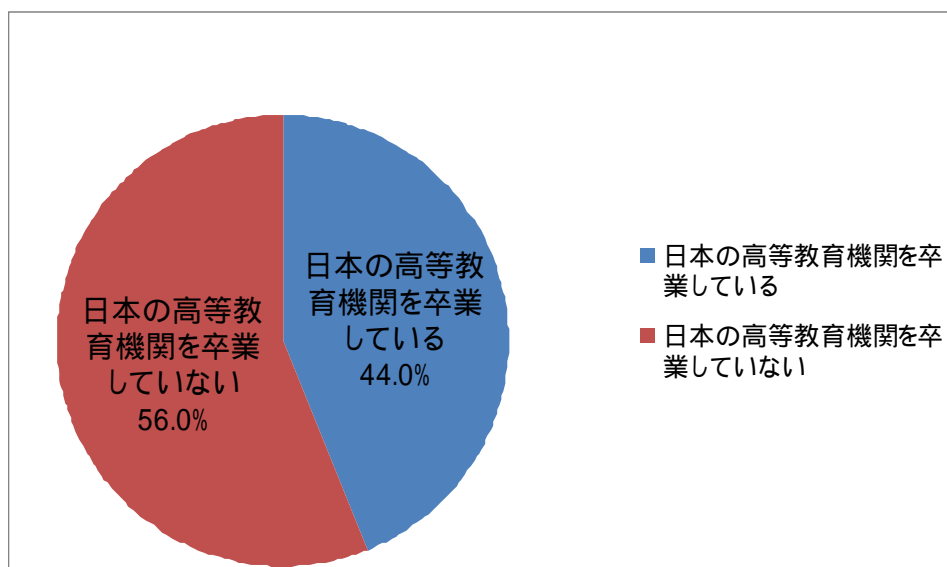
高度人材外国人の最終学歴は、学士等97人(22.4%)、修士198人(45.6%)、博士131人(30.2%)となっており、修士号以上の大学院修了者が高度人材外国人全体の約8割を占めている(図4参照)。

〔図4 高度人材外国人の学歴別割合〕



また、日本の高等教育機関を卒業しているのは191人(44.0%)である(図5参照)

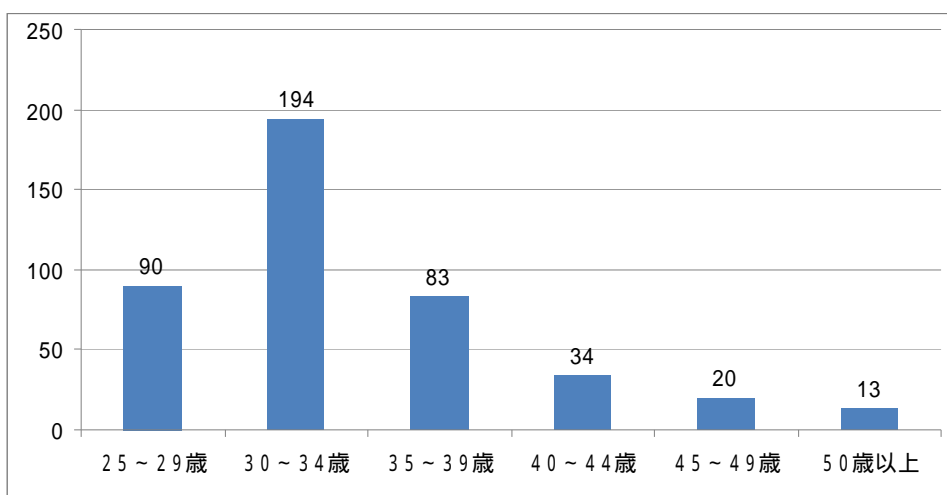
〔図5 日本の高等教育機関を卒業している割合〕



(4) 年齢別

高度人材外国人の平均年齢は34.5歳であり、年齢別の分布は30～34歳の年齢層が194人と最も多く、次いで25～29歳が90人、35～39歳が83人となっており、34歳までの年齢層で全体の約7割を占めている(図6参照)

〔図6 高度人材外国人の年齢別人数〕



2 高度人材外国人の年間報酬額について

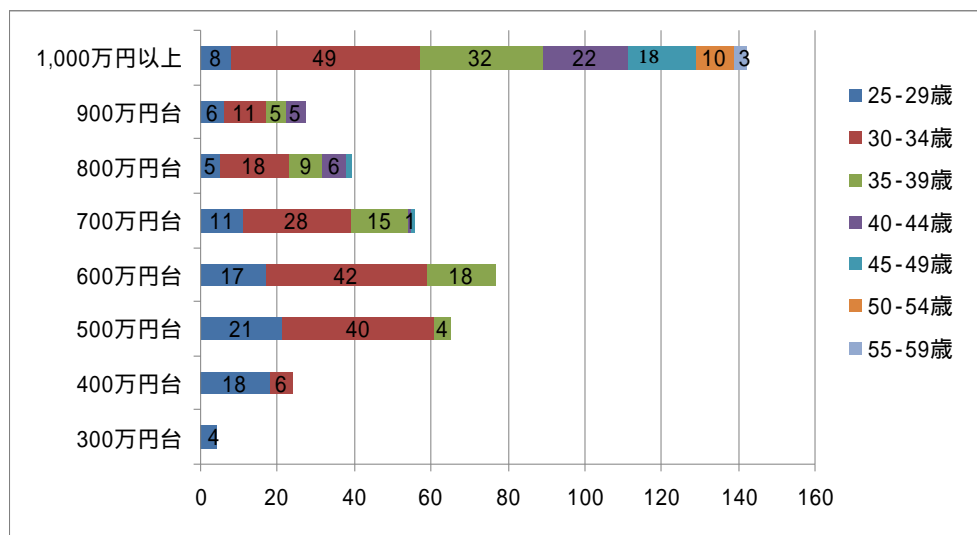
(1) 高度人材外国人全体

高度人材外国人が所属機関から受ける年間報酬額については、1,000万円以上が142人(32.7%)で最も高い割合を占めている。また、平均値が1,116万円、中央値(対象を大きさの順に並べたときに全体の中央に位置づけられる値。対象が偶数のと

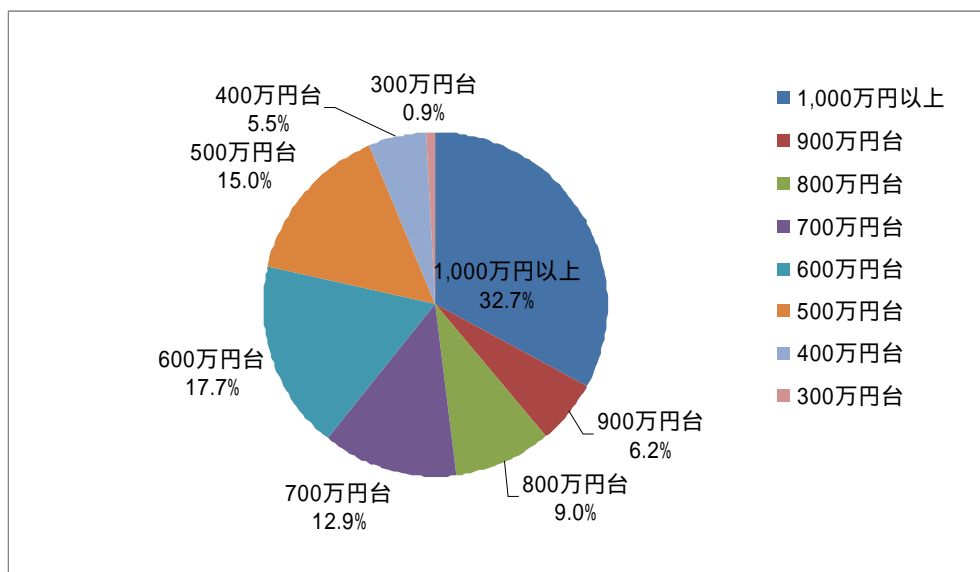
きは中央の2つの値の平均値。以下同じ。)が759万円である(年齢別年間報酬額の分布は図7, 年間報酬額別の割合については図8参照)

なお, 最も高い年間報酬額は6,780万円, 最も低い年間報酬額は354万円である。

〔図7 年齢別年間報酬額分布〕



〔図8 年間報酬額別割合〕

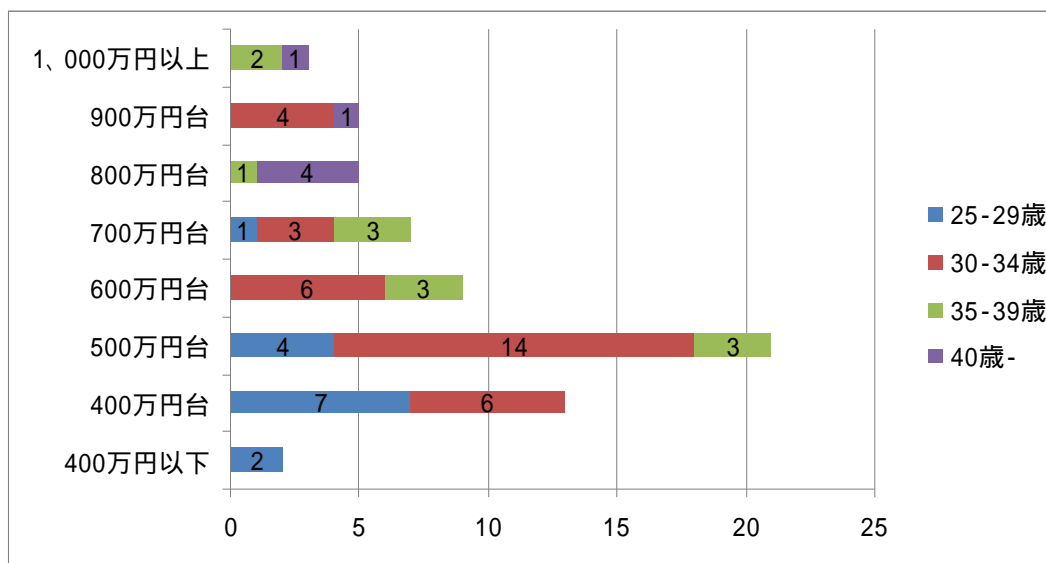


(2) 高度学術研究活動の高度人材外国人の年間報酬額

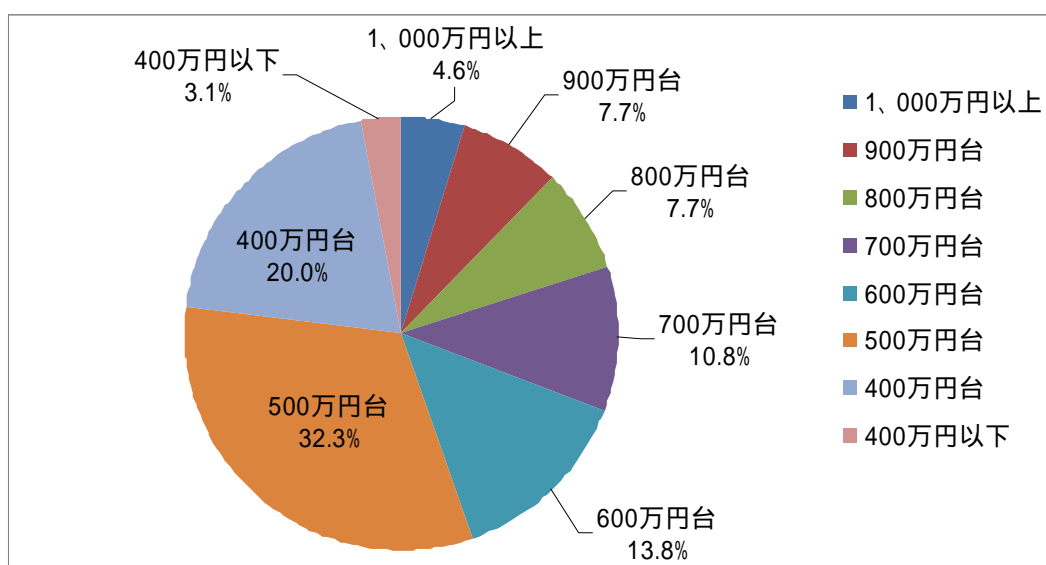
高度学術研究活動の高度人材外国人65人の年間報酬額については, 平均値が613万円, 中央値が661万円である。また, 最も高い年間報酬額は1,100万円, 最も低い年間報酬額は354万円である。

高度学術研究活動を行う高度人材外国人の年間報酬額については, 30歳前半で年間報酬額500万円台が多いという特徴がみられる(図9及び図10参照)。

〔図9 「高度学術研究活動」の高度人材外国人の年間報酬額別年齢別人数〕



〔図10 「高度学術研究活動」の高度人材外国人の年間報酬額別割合〕

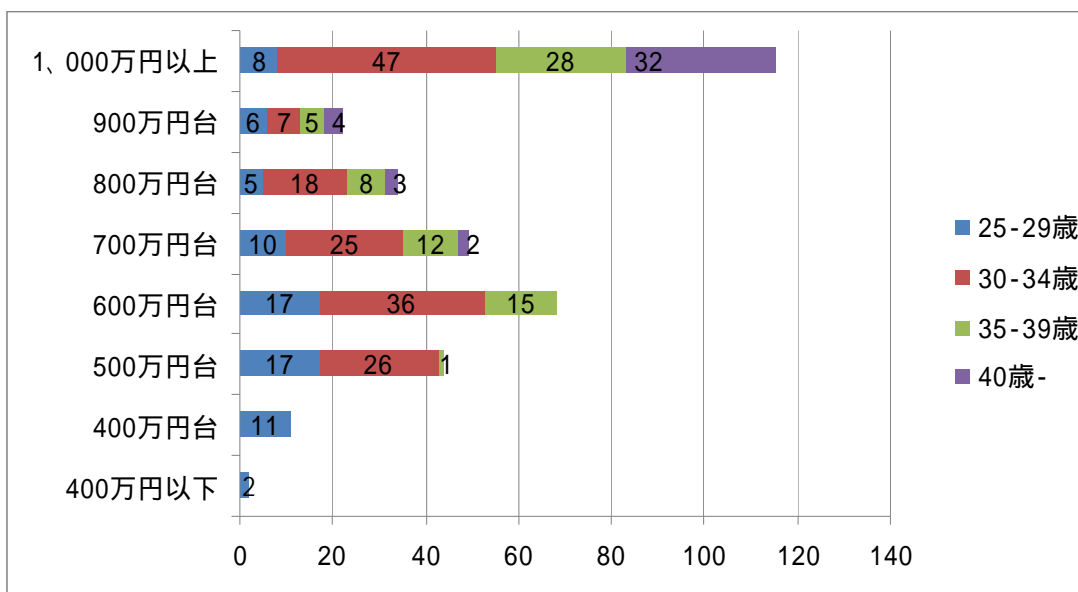


(3) 高度専門・技術活動の高度人材外国人の年間報酬額

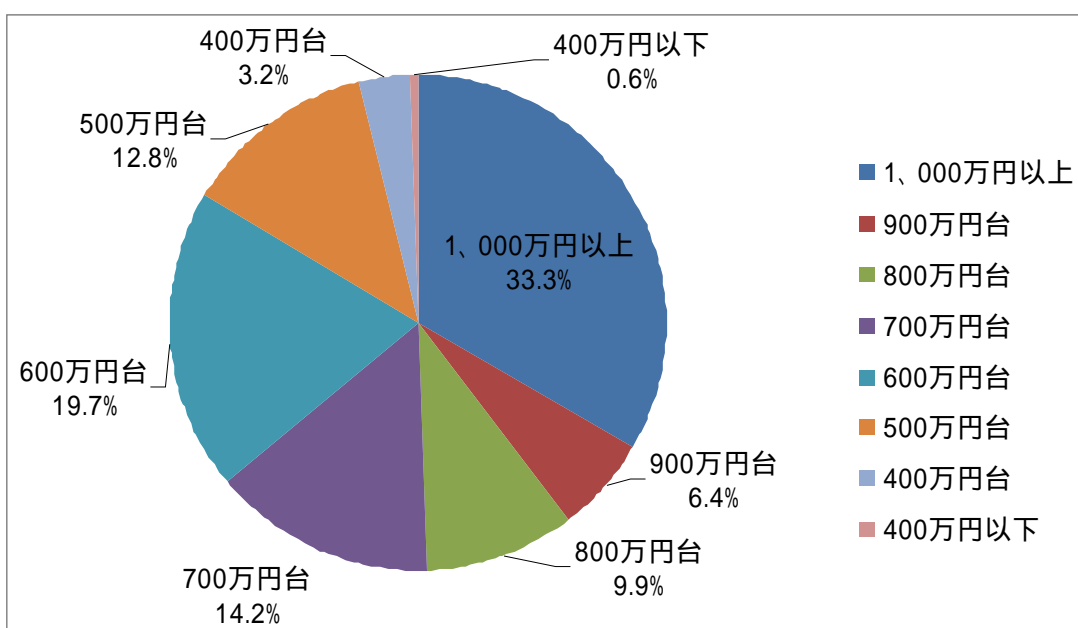
高度専門・技術活動を行う高度人材外国人345人の年間報酬額については、平均値が1,054万円、中央値が760万円である。また、最も高い年間報酬額は6,780万円、最も低い年間報酬額は390万円である。

高度専門・技術活動を行う高度人材外国人の年間報酬額については、30歳台以上で1,000万円以上の年間報酬額の者が多いという特徴がみられる(図11及び図12参照)。

〔図 1 1 「高度専門・技術活動」の高度人材外国人の年間報酬額別年齢別人数〕



〔図 1 2 「高度専門・技術活動」の高度人材外国人の年間報酬額別割合〕

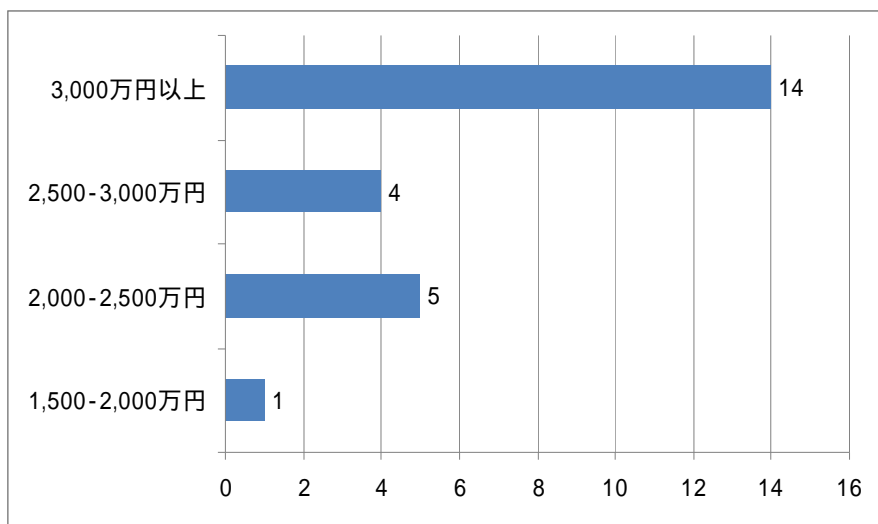


(4) 高度経営・管理活動の高度人材外国人の年間報酬額

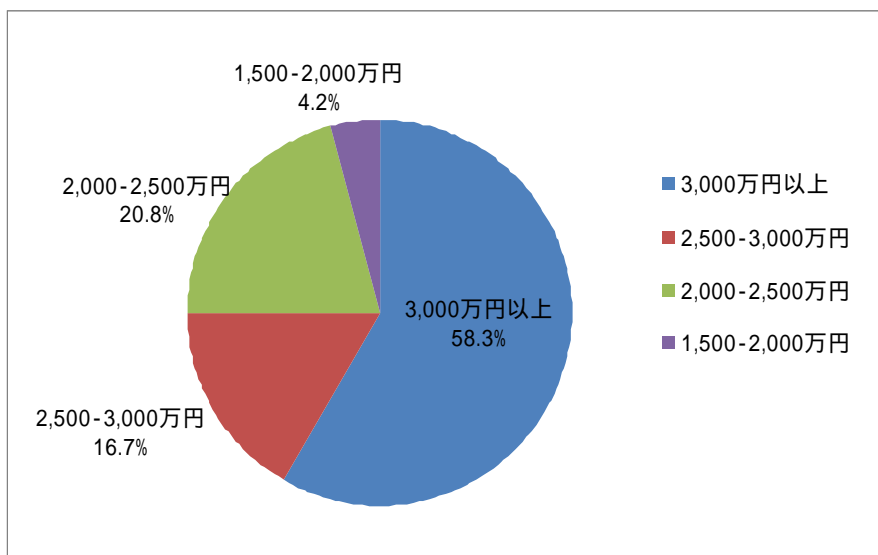
高度経営・管理活動を行う高度人材外国人 24 人の年間報酬額については、平均値が 3,367 万円, 中央値が 2,500 万円である。また, 最も高い年間報酬額は 5,930 万円, 最も低い年間報酬額は 1,620 万円である。

高度経営・管理活動を行う高度人材外国人については、他の 2 つの活動分野と比べ、年間報酬額が高額であるという特徴がみられる (図 1 3 及び図 1 4)。

〔図 1 3 「高度経営・管理活動」の高度人材外国人の年間報酬額別人数〕



〔図 1 4 「高度経営・管理活動」の高度人材外国人の年間報酬額別割合〕



3 高度人材外国人が帯同した家族，家事使用人について

高度人材外国人の扶養を受ける配偶者又は子として入国・在留を認められた者は268人であり，優遇措置の一つである高度人材外国人の就労する配偶者と認定された者は2人のみである。

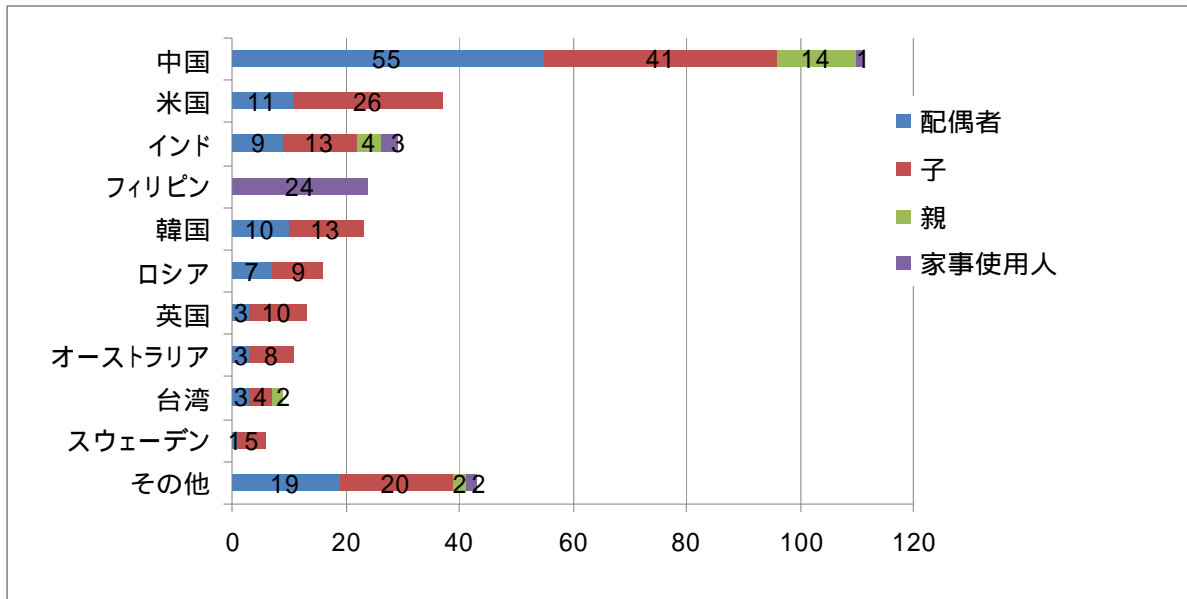
高度人材外国人の親の帯同については，14人の高度人材外国人が22人の親を帯同している。

高度人材外国人の家事使用人として入国・在留が認められた者は30人であり，家事使用人に関する優遇措置の利用率は7%である。

高度人材外国人が帯同した家族(配偶者，子，親)又は家事使用人を国籍・地域別に見ると，帯同された家族(配偶者，子，親)の国籍・地域については中国が最も多くなっている。そのうち，親については，22人のうち中国が14人，インドが4人，台湾が2人と続く。

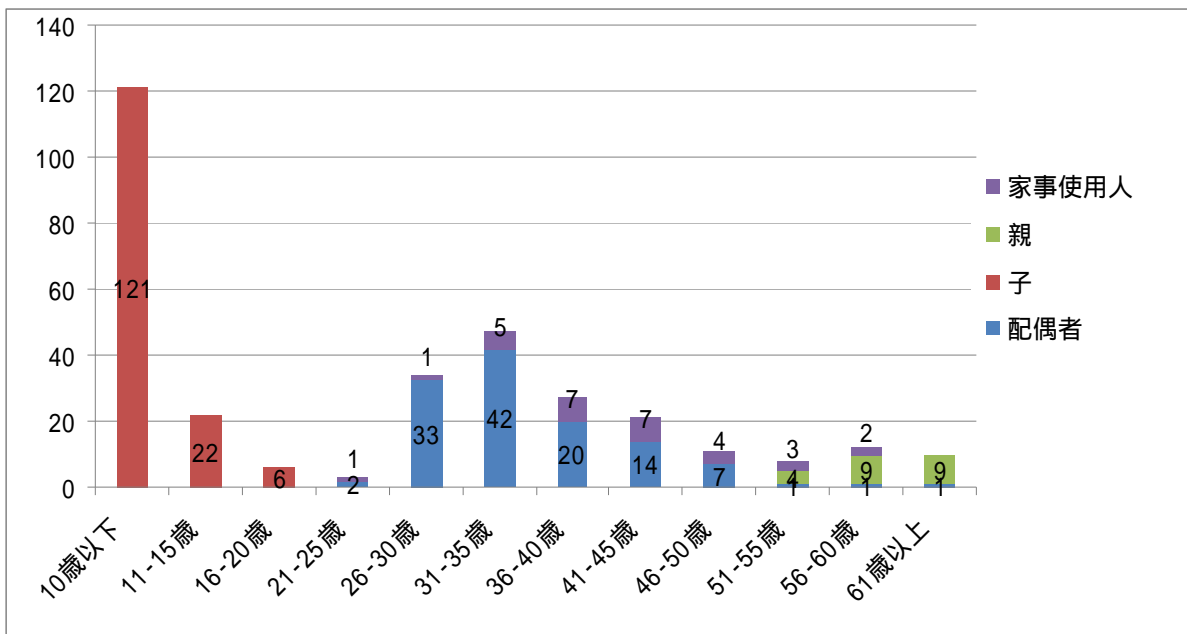
家事使用人については，30人のうちフィリピンが24人で最も多くなっている(図15参照)。

〔図 1 5 高度人材外国人が帯同した配偶者・子，親，家事使用人の国籍・地域別人数〕



さらに年齢別人数をみると、高度人材外国人に扶養を受ける子については10歳までの人数が子全体の約8割となっている。高度人材外国人の親については、60歳以下が13人、61歳以上が9人となっている。家事使用人は23歳から59歳までとなっている(図16参照)。

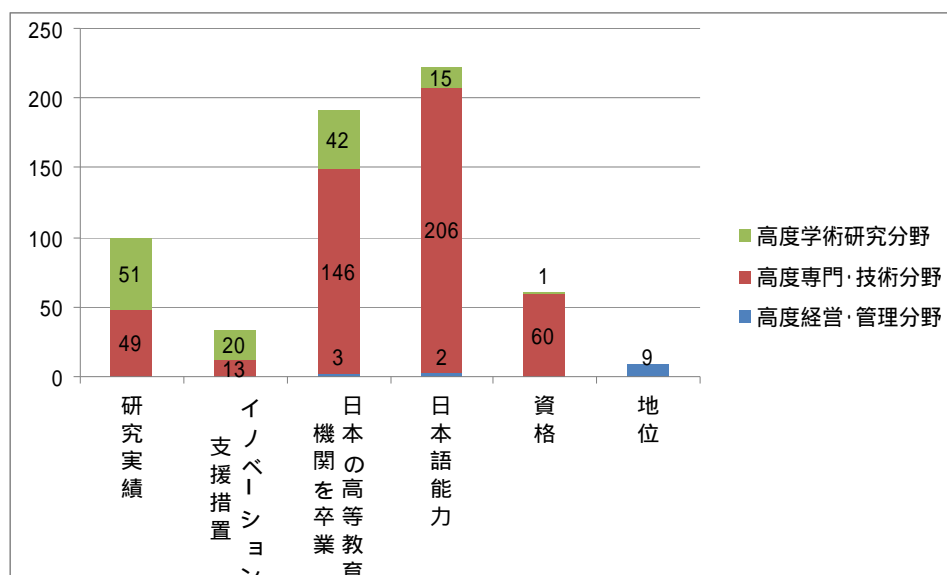
〔図 1 6 高度人材外国人が帯同した配偶者・子，親，家事使用人の年齢別人数〕



4 ボーナスポイントの利用状況について

ボーナスポイントの利用状況については、日本語能力が223件、日本の高等教育機関卒業が191件、研究実績が100件、国家資格が61件、イノベーション促進支援措置を受けている所属機関での就労が33件、所属機関における職務上の地位による加算が9件であった(図17参照)。

〔図 1 7 活動分野別ボーナスポイント利用状況〕

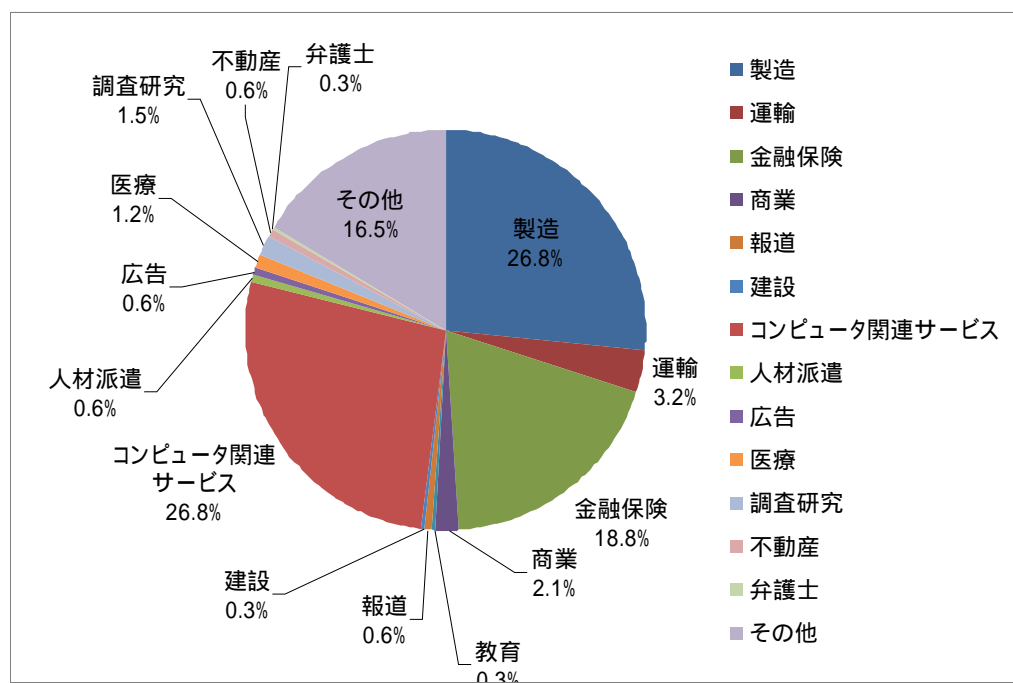


5 高度人材外国人の所属機関の事業内容について

(1) 高度専門・技術活動を行う高度人材外国人の所属機関の事業内容

高度専門・技術活動を行う高度人材外国人の所属機関の事業内容をみると、コンピュータ関連サービスが26.8%、製造業が26.8%となっており、金融保険業が18.8%でこれらに続いている(図18参照)。

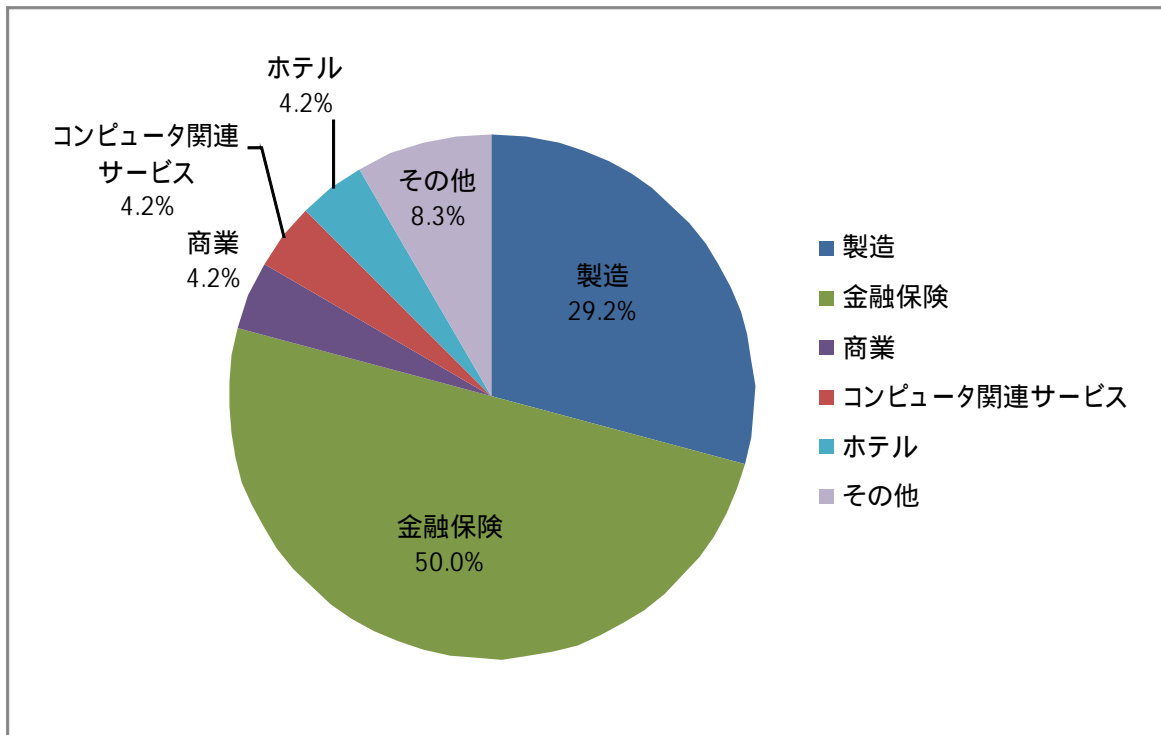
〔図 1 8 高度専門・技術活動を行う高度人材外国人の所属機関の事業内容〕



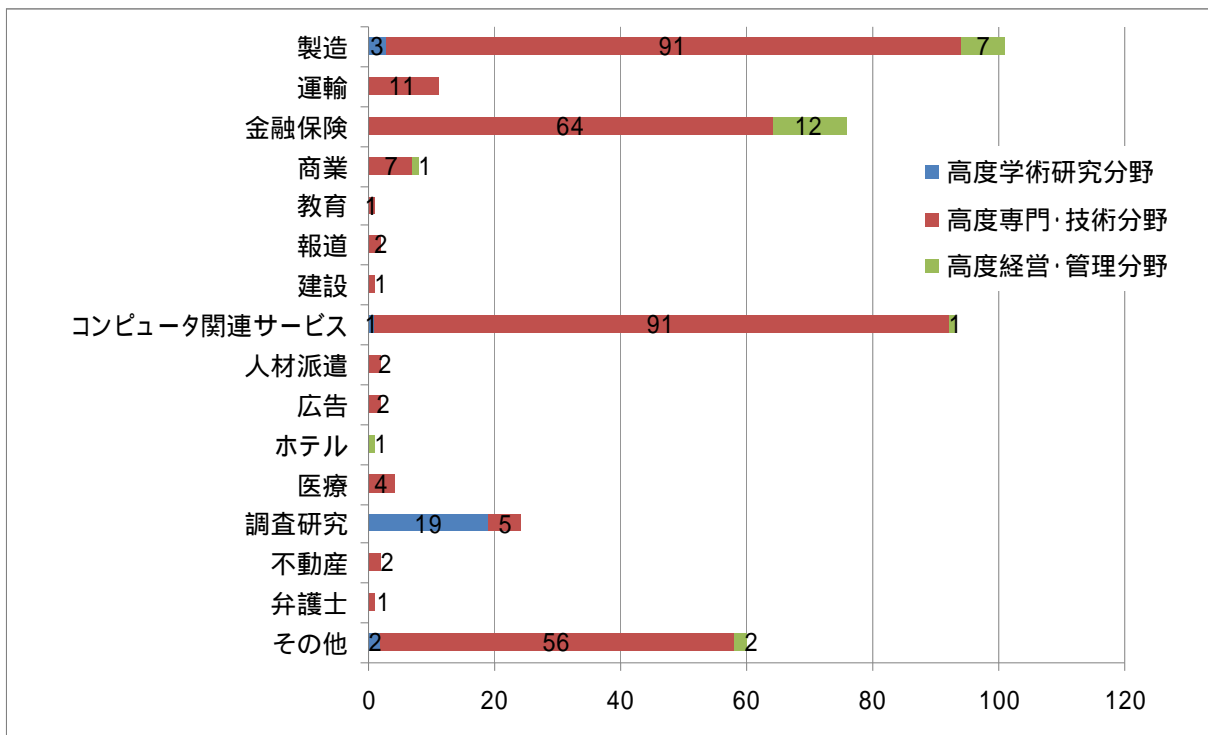
(2) 高度経営・管理活動を行う高度人材外国人の所属機関の事業内容

高度経営・管理活動を行う高度人材外国人の所属機関の事業内容をみると、金融保険業が50.0%、製造業が29.2%となっている(図19, 20参照)。

〔図19 高度経営・管理活動を行う高度人材外国人の所属機関の事業内容〕



〔図20 事業内容別活動分野別人数〕

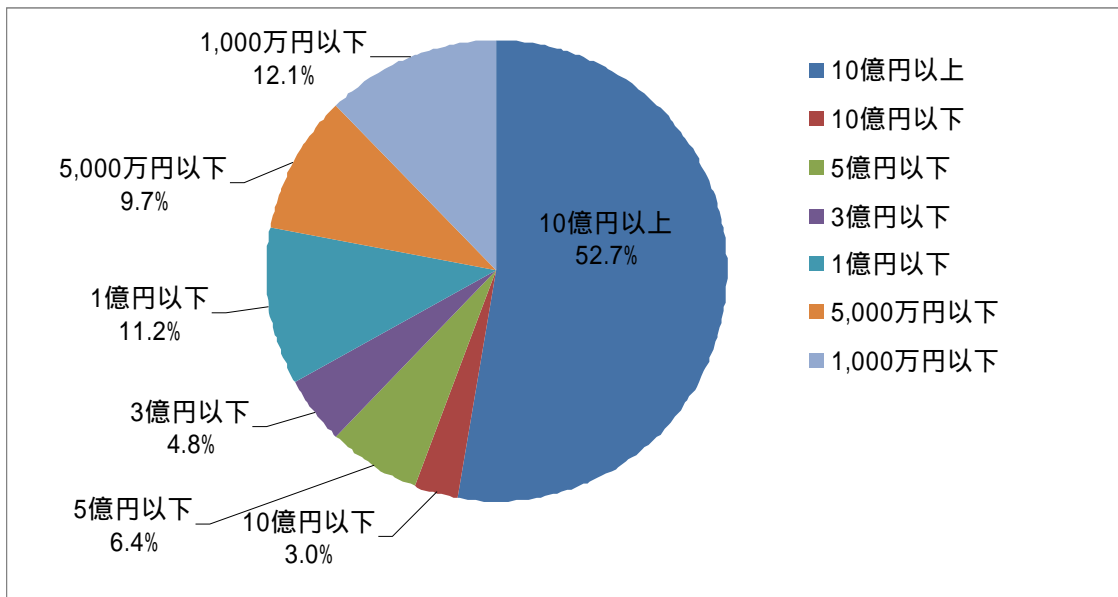


6 高度人材外国人の所属機関の企業規模

(1) 高度専門・技術活動を行う高度外国人材の所属機関の規模

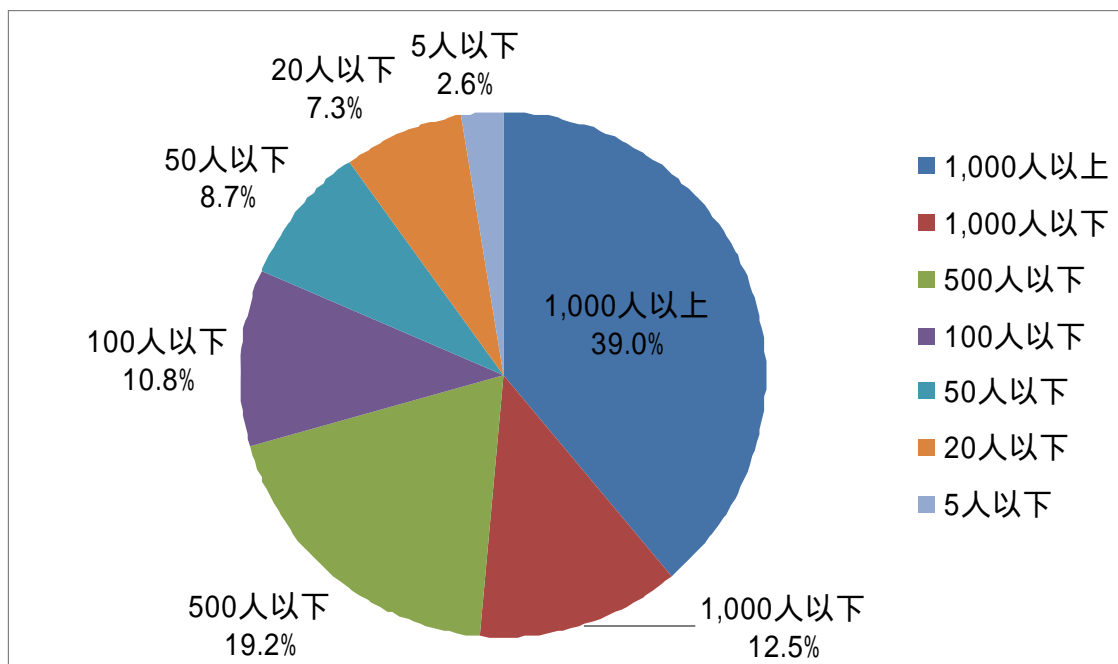
高度専門・技術活動を行う高度人材外国人の所属機関の企業規模を資本金で見ると、10億円以上が52.7%、3億円以下が37.8%となっている(図21参照)。

〔図 2 1 高度専門・技術活動を行う高度人材外国人の所属機関の企業規模（資本金）〕



従業員数で見ると、1,000人以上が39.0%、50人以下は18.6%となっている（図 2 2 参照）。

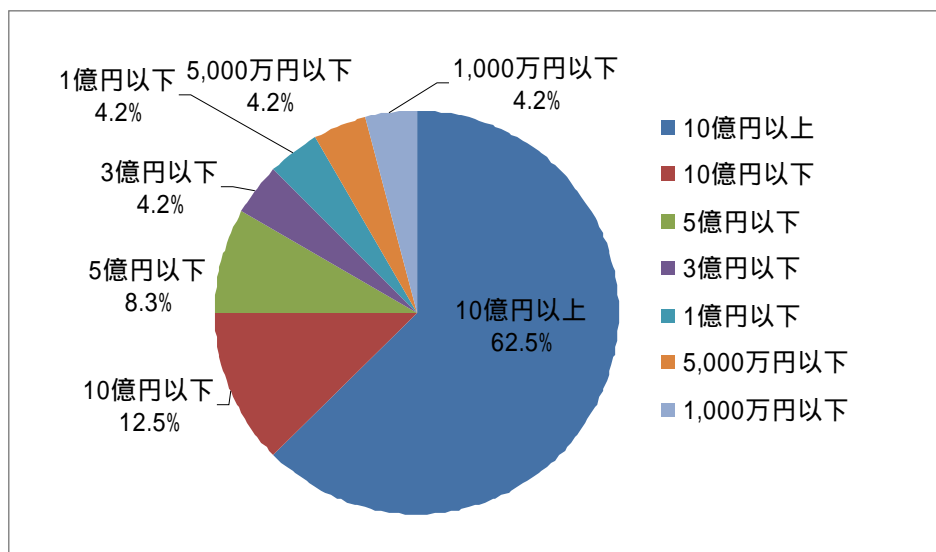
〔図 2 2 高度専門・技術活動を行う高度人材外国人の所属機関の企業規模（従業員数）〕



(2) 高度経営・管理活動を行う高度人材外国人の所属機関の企業規模

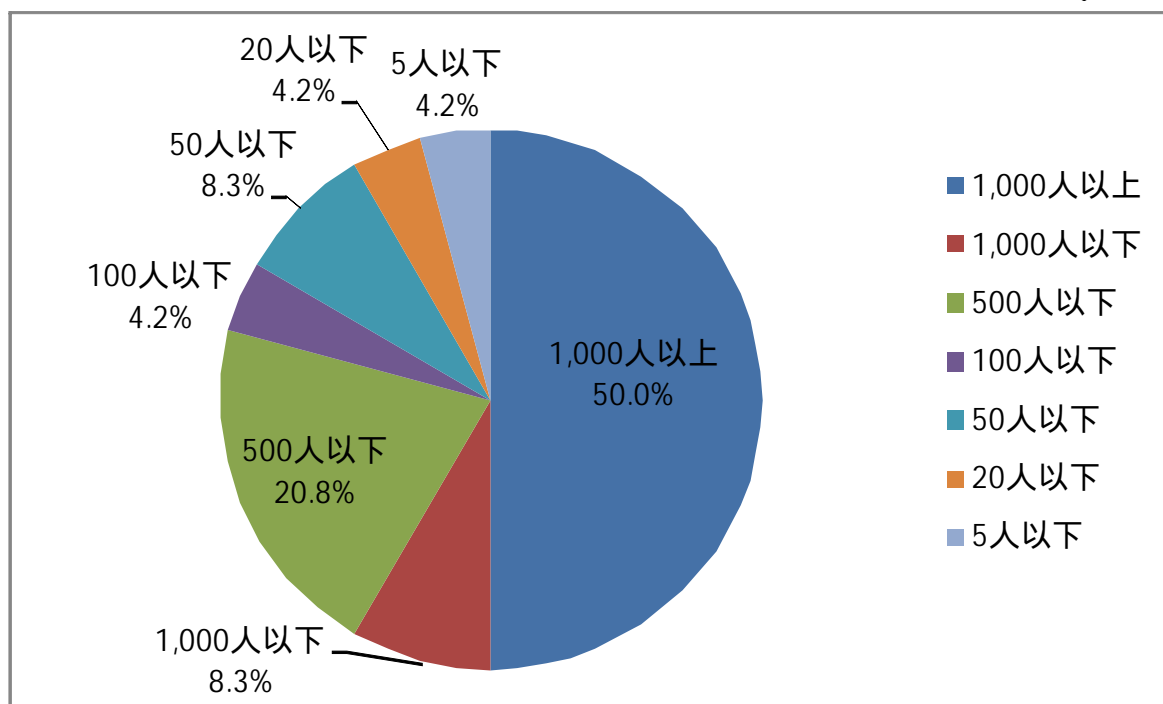
高度経営・管理活動を行う高度人材外国人の所属機関の企業規模を資本金で見ると、10億円以上が62.5%、3億円以下が16.8%となっている（図 2 3 参照）。

〔図 2 3 高度経営・管理活動を行う高度人材外国人の所属機関の企業規模（資本金）〕



従業員数で見ると、1,000人以上が50.0%、50人以下は16.7%となっている（図24参照）。

〔図 2 4 高度経営・管理活動を行う高度人材外国人の所属機関の企業規模（従業員数）〕



（以上）

参考資料：本件に係る集計に用いた申請書等の書式例

在留資格認定証明書交付申請書の例・・・P 1 5

在留資格変更許可申請書の例・・・P 1 9

ポイント計算表の例・・・P 2 3

在留資格認定証明書交付申請書
 APPLICATION FOR CERTIFICATE OF ELIGIBILITY

To the Director General of
 Regional Immigration Bureau

出入国管理及び難民認定法第7条の2の規定に基づき、次のとおり同法第7条第1項第2号に掲げる条件に適合している旨の証明書の交付を申請します。
 Pursuant to the provisions of Article 7-2 of the Immigration Control and Refugee Recognition Act, I hereby apply for the certificate showing eligibility for the conditions provided for in 7, Paragraph 1, Item 2 of the said Act.



1 国籍・地域 Nationality/Region _____
 2 生年月日 Date of birth _____ 年 Year _____ 月 Month _____ 日 Day _____
 3 氏名 Name _____
 4 性別 Sex 男 Male / 女 Female _____ 5 出生地 Place of birth _____
 6 配偶者の有無 Marital status 有 Married / 無 Single _____
 7 職業 Occupation _____ 8 本国における居住地 Home town/city _____
 9 日本における連絡先 Address in Japan _____
 電話番号 Telephone No. _____ 携帯電話番号 Cellular phone No. _____
 10 旅券 (1) 番号 Passport Number _____ (2) 有効期限 Date of expiration _____ 年 Year _____ 月 Month _____ 日 Day _____
 11 入国目的 (次のいずれか該当するものを選んでください。) Purpose of entry: check one of the followings
 J「教授」 "Professor" I「教育」 "Instructor" J「芸術」 "Artist" J「文化活動」 "Cultural Activities" K「宗教」 "Religious Activities" L「報道」 "Journalist"
 L「企業内転勤」 "Intra-company Transferee" M「投資・経営」 "Investor / Business Manager" L「研究(転勤)」 "Researcher (Transferee)" N「研究」 "Researcher" N「技術」 "Engineer"
 N「人文知識・国際業務」 "Specialist in Humanities / International Services" N「技能」 "Skilled Labor" N「特定活動(イ・ロ)」 "Designated Activities (a/b)" O「興行」 "Entertainer" P「留学」 "Student"
 Q「研修」 "Trainee" Y「技能実習(1号)」 "Technical Intern Training (1)" R「家族滞在」 "Dependent" R「特定活動(ハ)」 "Designated Activities (c)" R「特定活動(EPA家族)」 "Dependent of EPA"
 T「日本人の配偶者等」 "Spouse or Child of Japanese National" T「永住者の配偶者等」 "Spouse or Child of Permanent Resident" T「定住者」 "Long Term Resident" U「その他」 "Others"
 12 入国予定年月日 Date of entry _____ 年 Year _____ 月 Month _____ 日 Day _____ 13 上陸予定港 Port of entry _____
 14 滞在予定期間 Intended length of stay _____ 15 同伴者の有無 Accompanying persons, if any 有 Yes / 無 No _____
 16 査証申請予定地 Intended place to apply for visa _____
 17 過去の出入国歴 Past entry into / departure from Japan 有 Yes / 無 No
 (上記で『有』を選択した場合) (Fill in the followings when the answer is "Yes")
 回数 回 直近の出入国歴 年 月 日 から 年 月 日
 time(s) The latest entry from Year Month Day to Year Month Day
 18 犯罪を理由とする処分を受けたことの有無 (日本国外におけるものを含む。) Criminal record (in Japan / overseas) _____) ・ 無 / No
 有 (具体的内容) _____) / No
 Yes (Detail) _____) / No
 19 退去強制又は出国命令による出国の有無 Departure by deportation / departure order 有 Yes / 無 No
 (上記で『有』を選択した場合) 回数 回 直近の送還歴 年 月 日
 (Fill in the followings when the answer is "Yes") time(s) The latest departure by deportation Year Month Day

20 在日親族(父・母・配偶者・子・兄弟姉妹など)及び同居者 Family in Japan (Father, Mother, Spouse, Son, Daughter, Brother, Sister or others) or co-residents

続柄 Relationship	氏名 Name	生年月日 Date of birth	国籍・地域 Nationality/Region	同居予定 Intended to reside with applicant or not	勤務先・通学先 Place of employment/school	在留カード番号 特別永住者証明書番号 Residence card number Special Permanent Resident Certificate number
				はい/いいえ Yes / No		
				はい/いいえ Yes / No		
				はい/いいえ Yes / No		
				はい/いいえ Yes / No		

※ 20については、記載欄が不足する場合は別紙に記入して添付すること。なお、「研修」、「技能実習」に係る申請の場合は記載不要です。
 Regarding item 20, if there is not enough space in the given columns to write in all of your family in Japan, fill in and attach a separate sheet.
 In addition, take note that you are not required to fill in item 20 for applications pertaining to "Trainee" / "Technical Intern Training".

(注) 裏面参照の上、申請に必要な書類を作成して下さい。 Note: Please fill in forms required for application. (See notes on reverse side.)

申請人等作成用 2 N (「研究」・「技術」・「人文知識・国際業務」・「技能」・「特定活動(イ・ロ)」)

For applicant, part 2 N ("Researcher" / "Engineer" / "Specialist as Humanities / International Services" /

在留資格認定証明書用

"Skilled Labor" / "Designated Activities(a/b)")

For certificate of eligibility

21 勤務先 ※ (2)及び(3)については、主たる勤務場所の所在地及び電話番号を記載すること。
Place of employment For sub-items (2) and (3), give the address and telephone number of your principal place of employment.

(1)名称 支店・事業所名
Name Name of branch

(2)所在地 (3)電話番号
Address Telephone No.

22 最終学歴 Education (last school or institution)

大学院 (博士) 大学院 (修士) 大学 短期大学 専門学校
Doctor Master Bachelor Junior college College of technology

高等学校 中学校 その他 ()
Senior high school Junior high school Others

(1)学校名 (2)卒業年月日 年 月 日
Name of school Date of graduation Year Month Day

23 専攻・専門分野 Major field of study
(22で大学院(博士)～短期大学の場合) (Check one of the followings when the answer to the question 22 is from doctor to junior college)

法学 経済学 政治学 商学 経営学 文学
Law Economics Politics Commercial science Business administration Literature

語学 社会学 歴史学 心理学 教育学 芸術学
Linguistics Sociology History Psychology Education Science of art

その他人文・社会科学 () 理学 化学 工学
Others(cultural / social science) Science Chemistry Engineering

農学 水産学 薬学 医学 歯学
Agriculture Fisheries Pharmacy Medicine Dentistry

その他自然科学 () 体育学 その他 ()
Others(natural science) Sports science Others

(22で専門学校の場合) (Check one of the followings when the answer to the question 22 is college of technology)

工業 農業 医療・衛生 教育・社会福祉 法律
Engineering Agriculture Medical services / Hygienics Education / Social welfare Law

商業実務 服飾・家政 文化・教養 その他 ()
Practical commercial business Dress design / Home economics Culture / Education Others

24 情報処理技術者資格又は試験合格の有無 (情報処理業務従事者のみ記入) 有・無
Does the applicant have any qualifications for information processing or has he / she passed the certifying examination? Yes / No
(when the applicant is engaged in information processing)
(資格名又は試験名)
Name of the qualification or certifying examination

25 職歴 Employment history

年	月	職歴	年	月	職歴
Year	Month	Employment history	Year	Month	Employment history

26 申請人、法定代理人、法第7条の2第2項に規定する代理人
Applicant, legal representative or the authorized representative, prescribed in Paragraph 2 of Article 7-2.

(1)氏名 (2)本人との関係
Name Relationship with the applicant

(3)住所
Address

電話番号 携帯電話番号
Telephone No. Cellular Phone No.

以上の記載内容は事実と相違ありません。
I hereby declare that the statement given above is true and correct.
申請人(代理人)の署名/申請書作成年月日
Signature of the applicant (representative) / Date of filling in this form

年 月 日
Year Month Day

注意 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人(代理人)が変更箇所を訂正し、署名すること。
Attention In cases where descriptions have changed after filling in this application form up until submission of this application, the applicar (representative) must correct the part concerned and sign their name.

※ 取次者 Agent or other authorized person

(1)氏名 (2)住所
Name Address

(3)所属機関等 Organization to which the agent belongs 電話番号 Telephone No.

所属機関等作成用 1 N (「研究」・「技術」・「人文知識・国際業務」・「技能」・「特定活動(イ・ロ)」)

For organization, part 1 N ("Researcher" / "Engineer" / "Specialist as Humanities / International Services" / "Skilled Labor" / Designated Activities(a/b))

在留資格認定証明書用
For certificate of eligibility

1 雇用又は招へいする外国人の氏名
Name of the foreigner to employ or invite _____

2 勤務先 Place of employment
※(3), (6)及び(7)については、主たる勤務場所について記載すること。 For sub-items (3), (6) and (7) give the address and telephone number of employees of your principal place of employment.
※国・地方公共団体、独立行政法人、公益財団・社団法人その他非営利法人の場合は(4)及び(5)の記載は不要。 In cases of a national or local government, incorporated administrative agency, public interest incorporated association or foundation or some other nonprofit corporation, you are not required to fill in sub-items (4) and (5).

(1)名称 _____ 支店・事業所名 _____
Name _____ Name of branch _____

(2)事業内容 Type of business

製 造	<input type="checkbox"/> 一般機械	<input type="checkbox"/> 電機	<input type="checkbox"/> 通信機	<input type="checkbox"/> 自動車	<input type="checkbox"/> 鉄鋼	<input type="checkbox"/> 化学
Manufacturing	Machinery	Electrical machinery	Telecommunication	Automobile	Steel	Chemistry
	<input type="checkbox"/> 繊維	<input type="checkbox"/> 食品	<input type="checkbox"/> その他 ()			
	Textile	Food	Others			
運 輸	<input type="checkbox"/> 航空	<input type="checkbox"/> 海運	<input type="checkbox"/> 旅行業	<input type="checkbox"/> その他 ()		
Transportation	Airline	Shipping	Travel agency	Others		
金融保険	<input type="checkbox"/> 銀行	<input type="checkbox"/> 保険	<input type="checkbox"/> 証券	<input type="checkbox"/> その他 ()		
Finance	Banking	Insurance	Security	Others		
商 業	<input type="checkbox"/> 貿易	<input type="checkbox"/> その他 ()				
Commerce	Trade	Others				
教 育	<input type="checkbox"/> 大学	<input type="checkbox"/> 高校	<input type="checkbox"/> 語学学校	<input type="checkbox"/> その他 ()		
Education	University	Senior high school	Language school	Others		
報 道	<input type="checkbox"/> 通信	<input type="checkbox"/> 新聞	<input type="checkbox"/> 放送	<input type="checkbox"/> その他 ()		
Journalism	News agency	Newspaper	Broadcasting	Others		
<input type="checkbox"/> 建設	<input type="checkbox"/> コンピュータ関連サービス	<input type="checkbox"/> 人材派遣	<input type="checkbox"/> 広告			
Construction	Computer services	Dispatch of personnel	Advertising			
<input type="checkbox"/> ホテル	<input type="checkbox"/> 料理店	<input type="checkbox"/> 医療	<input type="checkbox"/> 出版	<input type="checkbox"/> 調査研究		
Hotel	Restaurant	Medical services	Publishing	Research		
<input type="checkbox"/> 農林水産	<input type="checkbox"/> 不動産	<input type="checkbox"/> その他 ()				
Agriculture / Forestry / Fishery	Real estate	Others				

(3)所在地
Address _____
電話番号
Telephone No. _____

(4)資本金 _____ 円
Capital _____ Yen

(5)年間売上高(直近年度) _____ 円
Annual sales (latest year) _____ Yen

(6)従業員数 _____ 名 (7)外国人職員数 _____ 名
Number of employees _____ Name Number of foreign employees _____ Name

3 就労予定期間
Period of work _____

4 給与・報酬(税引き前の支払額) _____ 円 (年額 月額)
Salary/Reward (amount of payment before taxes) _____ Yen Annual Monthly

5 実務経験年数 _____ 年 6 職務上の地位 _____
Business experience _____ Year(s) Position _____

7 職務内容 Type of work

<input type="checkbox"/> 販売・営業	<input type="checkbox"/> 翻訳・通訳	<input type="checkbox"/> コピーライティング	<input type="checkbox"/> 海外業務
Sales / Business	Translation / Interpretation	Copywriting	Overseas business
<input type="checkbox"/> 設計	<input type="checkbox"/> 広報・宣伝	<input type="checkbox"/> 調査研究	
Design	Publicity	Research	
<input type="checkbox"/> 技術開発(情報処理分野)	<input type="checkbox"/> 技術開発(情報処理分野以外)		
Technological development (information processing)	Technological development (excluding information processing)		
<input type="checkbox"/> 貿易業務	<input type="checkbox"/> 国際金融	<input type="checkbox"/> 法律業務	<input type="checkbox"/> 会計業務
Trading business	International finance	Legal business	Accounting
<input type="checkbox"/> 教育	<input type="checkbox"/> 報道	<input type="checkbox"/> 調理	<input type="checkbox"/> その他 ()
Education	Journalism	Cooking	Others

所属機関等作成用 2 N (「研究」・「技術」・「人文知識・国際業務」・「技能」・「特定活動(イ・ロ)」)

For organization, part 2 N ("Researcher" / "Engineer" / "Specialist as Humanities / International Services" / "Skilled Labor" / Designated Activities(a/b))

在留資格認定証明書用
For certificate of eligibility

8 派遣先等 (2 (2)で人材派遣を選択した場合に記入)

Company to be dispatched (in case that the answer to the question 2-(2) is Dispatch of personnel)

※ (3)については、主たる勤務場所の所在地及び電話番号を記載すること。

For sub-items (3), give the address and telephone number of your principal place of employment.

(1)名称
Name _____ 支店・事業所名
Name of branch _____

(2)事業内容 Type of business

製造 Manufacturing

【 一般機械 Machinery 電機 Electrical machinery 通信機 Telecommunication 自動車 Automobile 鉄鋼 Steel 化学 Chemistry
 繊維 Textile 食品 Food その他 (Others)]

運輸 Transportation

【 航空 Airline 海運 Shipping 旅行業 Travel agency その他 (Others)]

金融保険 Finance

【 銀行 Banking 保険 Insurance 証券 Security その他 (Others)]

商業 Commerce

【 貿易 Trade その他 (Others)]

教育 Education

【 大学 University 高校 Senior high school 語学学校 Language school その他 (Others)]

報道 Journalism

【 通信 News agency 新聞 Newspaper 放送 Broadcasting その他 (Others)]

建設 Construction コンピュータ関連サービス Computer services 広告 Advertising ホテル Hotel

料理店 Restaurant 出版 Publishing 調査研究 Research 農林水産 Agriculture / Forestry / Fishery

不動産 Real estate その他 (Others)

(3)所在地
Address _____
電話番号 Telephone No. _____

(4)資本金 Capital _____ 円 Yen

(5)年間売上高 (直近年度) Annual sales (latest year) _____ 円 Yen

(6)派遣予定期間 Period of dispatch _____

以上の記載内容は事実と相違ありません。 I hereby declare that the statement given above is true and correct.

勤務先又は所属機関名、代表者氏名の記名及び押印 / 申請書作成年月日

Name of the organization and representative, and official seal of the organization / Date of filling in this form

印 Seal 年 Year 月 Month 日 Day

注意 Attention

申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、所属機関等が変更箇所を訂正し、押印すること。

In cases where descriptions have changed after filling in this application form up until submission of this application, the organization must correct the part concerned and press its seal on the correction.

在留資格変更許可申請書
 APPLICATION FOR CHANGE OF STATUS OF RESIDENCE

To the Director General of
 入国管理局長 殿
 Regional Immigration Bureau



出入国管理及び難民認定法第20条第2項の規定に基づき、次のとおり在留資格の変更を申請します。
 Pursuant to the provisions of Paragraph 2 of Article 20 of the Immigration Control and Refugee Recognition Act,
 I hereby apply for a change of status of residence

1 国籍・地域 Nationality/Region _____ 2 生年月日 Date of birth _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____
 Family name Given name Year Month Day

3 氏名 Name _____

4 性別 Sex 男・女 Male / Female 5 出生地 Place of birth _____ 6 配偶者の有無 Marital status 有・無 Married / Single

7 職業 Occupation _____ 8 本国における居住地 Home town/city _____

9 住居地 Address in Japan _____
 電話番号 Telephone No. _____ 携帯電話番号 Cellular phone No. _____

10 旅券 (1)番号 Passport Number _____ (2)有効期限 Date of expiration _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____
 Year Month Day

11 現に有する在留資格 Status of residence _____ 在留期間 Period of stay _____
 在留期間の満了日 Date of expiration _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____
 Year Month Day

12 在留カード番号 Residence card number _____

13 希望する在留資格 Desired status of residence _____
 在留期間 Period of stay _____ (審査の結果によって希望の期間とならない場合があります。)
 (It may not be as desired after examination.)

14 変更の理由 Reason for change of status of residence _____

15 犯罪を理由とする処分を受けたことの有無 (日本国外におけるものを含む。) Criminal record (in Japan / overseas)
 有 (具体的内容 _____) ・ 無 _____
 Yes (Detail: _____) / No _____

16 在日親族(父・母・配偶者・子・兄弟姉妹など)及び同居者 Family in Japan(Father, Mother, Spouse, Son, Daughter, Brother, Sister or others) or co-residents

続柄 Relationship	氏名 Name	生年月日 Date of birth	国籍・地域 Nationality/Region	同居 Residing with applicant or not	勤務先・通学先 Place of employment/ school	在留カード番号 特別永住者証明書番号 Residence card number Special Permanent Resident Certificate number
				はい・いいえ Yes / No		
				はい・いいえ Yes / No		
				はい・いいえ Yes / No		
				はい・いいえ Yes / No		
				はい・いいえ Yes / No		
				はい・いいえ Yes / No		

※ 16については、記載欄が不足する場合は別紙に記入して添付すること。なお、「研修」、「技能実習」に係る申請の場合は記載不要です。
 Regarding item 16, if there is not enough space in the given columns to write in all of your family in Japan, fill in and attach a separate sheet.
 In addition, take note that you are not required to fill in item 16 for applications pertaining to "Trainee" or "Technical Intern Training".

(注)裏面参照の上、申請に必要な書類を作成して下さい。 Note: Please fill in forms required for application. (See notes on reverse side.)

申請人等作成用 2 N (「研究」・「技術」・「人文知識・国際業務」・「技能」・「特定活動(イ・ロ)」)

For applicant, part 2 N ("Researcher"/"Engineer"/"Specialist as Humanities/International Services"/
"Skilled Labor"/Designated Activities(ab7))

在留期間更新・在留資格変更用
For extension or change of status

17 勤務先 ※ (2)及び(3)については、主たる勤務場所の所在地及び電話番号を記載すること。
Place of employment For sub-items (2) and (3), give the address and telephone number of your principal place of employment.

(1)名称 Name _____ 支店・事業所名 Name of branch _____

(2)所在地 Address _____ (3)電話番号 Telephone No. _____

18 最終学歴 Education (last school or institution)

大学院 (博士) Doctor 大学院 (修士) Master 大学 Bachelor 短期大学 Junior college 専門学校 College of technology

高等学校 Senior high school 中学校 Junior high school その他 (Others) _____

(1)学校名 Name of school _____ (2)卒業年月日 Date of graduation _____ 年 _____ 月 _____ 日

19 専攻・専門分野 Major field of study

(18で大学院(博士)～短期大学の場合) (Check one of the followings when your answer to the question 18 is from doctor to junior college)

法学 Law 経済学 Economics 政治学 Politics 商学 Commercial science 経営学 Business administration 文学 Literature

語学 Linguistics 社会学 Sociology 歴史学 History 心理学 Psychology 教育学 Education 芸術学 Science of art

その他人文・社会科学 (Others(cultural / social science)) _____ 理学 Science 化学 Chemistry 工学 Engineering

農学 Agriculture 水産学 Fisheries 薬学 Pharmacy 医学 Medicine 歯学 Dentistry

その他自然科学 (Others(natural science)) _____ 体育学 Sports science その他 (Others) _____

(18で専門学校の場合) (Check one of the followings when your answer to the question 18 is college of technology)

工業 Engineering 農業 Agriculture 医療・衛生 Medical services / Hygienics 教育・社会福祉 Education / Social Welfare 法律 Law

商業実務 Practical Commercial Business 服飾・家政 Dress design / Home economics 文化・教養 Culture / Education その他 (Others) _____

20 情報処理技術者資格又は試験合格の有無 (情報処理業務従事者のみ記入) Do you have any qualifications for information processing or have you passed the certifying examination? (when you are engaged in information processing) 有・無 Yes / No

(資格名又は試験名) Name of the qualification or certifying examiner _____

21 職歴 Employment history

年	月	職歴	年	月	職歴
Year	Month	Employment history	Year	Month	Employment history

22 代理人(法定代理人による申請の場合に記入) Legal representative (in case of legal representative)

(1)氏名 Name _____ (2)本人との関係 Relationship with the applicant _____

(3)住所 Address _____

電話番号 Telephone No. _____ 携帯電話番号 Cellular Phone No. _____

以上の記載内容は事実と相違ありません。 I hereby declare that the statement given above is true and correct.

申請人(法定代理人)の署名/申請書作成年月日 Signature of the applicant (legal representative) / Date of filling in this form

_____ 年 _____ 月 _____ 日

Year Month Day

注意 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人(法定代理人)が変更箇所を訂正し、署名すること。
Attention In cases where descriptions have changed after filling in this application form up until submission of this application, the applicar (legal representative) must correct the part concerned and sign their name.

※ 取次者 Agent or other authorized person

(1)氏名 Name _____ (2)住所 Address _____

(3)所属機関等(親族等については、本人との関係) Organization to which the agent belongs (in case of a relative, relationship with the applicant) _____ 電話番号 Telephone No. _____

所属機関等作成用 1 N (「研究」・「技術」・「人文知識・国際業務」・「技能」・「特定活動(イ・ロ)」)

For organization, part 1 N ("Researcher" / "Engineer" / "Specialist as Humanities / International Services" / "Skilled Labor" / Designated Activities(a/b))

在留期間更新・在留資格変更用
For extension or change of status

1 雇用又は招へいしている外国人の氏名及び在留カード番号
Name and residence card number of the foreigner employing or inviting

(1)氏名 Name _____ (2)在留カード番号 Residence card number _____

2 勤務先 Place of employment
※(3), (6)及び(7)については, 主たる勤務場所について記載すること。 For sub-items (3), (6) and (7) give the address and telephone number of employees of your principal place of employment.
※国・地方公共団体, 独立行政法人, 公益財団・社団法人その他非営利法人の場合は(4)及び(5)の記載は不要。 In cases of a national or local government, incorporated administrative agency, public interest incorporated association or foundation or some other nonprofit corporation, you are not required to fill in sub-items (4) and (5).

(1)名称 Name _____ 支店・事業所名 Name of branch _____

(2)事業内容 Type of work

製造 Manufacturing	<input type="checkbox"/> 一般機械 Machinery	<input type="checkbox"/> 電機 Electrical machinery	<input type="checkbox"/> 通信機 Telecommunication	<input type="checkbox"/> 自動車 Automobile	<input type="checkbox"/> 鉄鋼 Steel	<input type="checkbox"/> 化学 Chemistry
	<input type="checkbox"/> 繊維 Textile	<input type="checkbox"/> 食品 Food	<input type="checkbox"/> その他 ()			
運輸 Transportation	<input type="checkbox"/> 航空 Airline	<input type="checkbox"/> 海運 Shipping	<input type="checkbox"/> 旅行業 Travel agency	<input type="checkbox"/> その他 ()		
金融保険 Finance	<input type="checkbox"/> 銀行 Banking	<input type="checkbox"/> 保険 Insurance	<input type="checkbox"/> 証券 Security	<input type="checkbox"/> その他 ()		
商業 Commerce	<input type="checkbox"/> 貿易 Trade Others <input type="checkbox"/> その他 ()					
教育 Education	<input type="checkbox"/> 大学 University	<input type="checkbox"/> 高校 Senior high school	<input type="checkbox"/> 語学学校 Language school	<input type="checkbox"/> その他 ()		
報道 Journalism	<input type="checkbox"/> 通信 News agency	<input type="checkbox"/> 新聞 Newspaper	<input type="checkbox"/> 放送 Broadcasting	<input type="checkbox"/> その他 ()		
<input type="checkbox"/> 建設 Construction	<input type="checkbox"/> コンピュータ関連サービス Computer services	<input type="checkbox"/> 人材派遣 Dispatch of personnel	<input type="checkbox"/> 広告 Advertising			
<input type="checkbox"/> ホテル Hotel	<input type="checkbox"/> 料理店 Restaurant	<input type="checkbox"/> 医療 Medical services	<input type="checkbox"/> 出版 Publishing	<input type="checkbox"/> 調査研究 Research		
<input type="checkbox"/> 農林水産 Agriculture / Forestry, Others	<input type="checkbox"/> 不動産 Real estate	<input type="checkbox"/> その他 ()				

(3)所在地 Address _____
電話番号 Telephone No. _____

(4)資本金 Capital _____ 円 Yen

(5)年間売上高(直近年度) Annual sales (latest year) _____ 円 Yen

(6)従業員数 Number of employees _____ 名 (7)外国人職員数 Number of foreign employees _____ 名

3 就労予定期間 Period of work _____

4 給与・報酬(税引き前の支払額) Salary/Reward (amount of payment before taxes) _____ 円 (年額 月額)
Yen Annual Monthly

5 実務経験年数 Business experience _____ 年 Year(s) 6 職務上の地位 Position _____

7 職務内容 Type of work

<input type="checkbox"/> 販売・営業 Sales / Business	<input type="checkbox"/> 翻訳・通訳 Translation / Interpretation	<input type="checkbox"/> コピーライティング Copywriting	<input type="checkbox"/> 海外業務 Overseas business
<input type="checkbox"/> 設計 Design	<input type="checkbox"/> 広報・宣伝 Publicity	<input type="checkbox"/> 調査研究 Research	
<input type="checkbox"/> 技術開発(情報処理分野) Technological development (information processing)	<input type="checkbox"/> 技術開発(情報処理分野以外) Technological development (excluding information processing)		
<input type="checkbox"/> 貿易業務 Trading business	<input type="checkbox"/> 国際金融 International finance	<input type="checkbox"/> 法律業務 Legal business	<input type="checkbox"/> 会計業務 Accounting
<input type="checkbox"/> 教育 Education	<input type="checkbox"/> 報道 Journalism	<input type="checkbox"/> 調理 Cooking	<input type="checkbox"/> その他 ()

所属機関等作成用 2 N (「研究」・「技術」・「人文知識・国際業務」・「技能」・「特定活動(イ・ロ)」)

For organization, part 2 N ("Researcher" / "Engineer" / "Specialist as Humanities / International Services" / "Skilled Labor" / Designated Activities(a/b))

在留期間更新・在留資格変更用
For extension or change of status

8 派遣先等 (2 (2)で人材派遣を選択した場合に記入)

Company to be dispatched (in case that the answer to the question 2-(2) is dispatch of personnel)

※ (3)については、主たる勤務場所の所在地及び電話番号を記載すること。

For sub-items (3), give the address and telephone number of your principal place of employment.

(1)名称 _____ 支店・事業所名 _____
Name _____ Name of branch _____

(2)事業内容

製造 Manufacturing 一般機械 Machinery 電機 Electrical machinery 通信機 Telecommunication 自動車 Automobile 鉄鋼 Steel 化学 Chemistry
 繊維 Textile 食品 Food その他 (Others)]

運輸 Transportation 航空 Airline 海運 Shipping 旅行業 Travel agency その他 (Others)]

金融保険 Finance 銀行 Banking 保険 Insurance 証券 Security その他 (Others)]

商業 Commerce 貿易 Trade その他 (Others)]

教育 Education 大学 University 高校 Senior high school 語学学校 Language school その他 (Others)]

報道 Journalism 通信 News agency 新聞 Newspaper 放送 Broadcasting その他 (Others)]

建設 Construction コンピュータ関連サービス Computer services 広告 Advertising ホテル Hotel

料理店 Restaurant 出版 Publishing 調査研究 Research 農林水産 Agriculture / Forestry / Fishery

不動産 Real estate その他 (Others)]

(3)所在地
Address _____
電話番号 Telephone No. _____

(4)資本金 Capital _____ 円 Yen
(5)年間売上高(直近年度) Annual sales (latest year) _____ 円 Yen

(6)派遣予定期間 Period of dispatch _____

以上の記載内容は事実と相違ありません。 I hereby declare that the statement given above is true and correct.

勤務先又は所属機関名、代表者氏名の記名及び押印 / 申請書作成年月日
Name of the organization and representative, and official seal of the organization / Date of filling in this form
_____ 印 Seal _____ 年 Year _____ 月 Month _____ 日 Day

注意 Attention
申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、所属機関等が変更箇所を訂正し、押印すること。
In cases where descriptions have changed after filling in this application form up until submission of this application, the organization must correct the part concerned and press its seal on the correction.

高度人材ポイント計算表(高度学術研究分野)

「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第1の5の表の下欄(二に係る部分に限る。)に掲げる活動を定める件」第3条の規定に基づき、ポイントの自己計算を行ったので提出します。

					チェック	点数
学歴	博士				<input type="checkbox"/>	30
	修士又は専門職学位				<input type="checkbox"/>	20
職歴	7年以上				<input type="checkbox"/>	15
	5～7年				<input type="checkbox"/>	10
	3～5年				<input type="checkbox"/>	5
年収	30歳未満	30～34歳	35～39歳	40歳以上		
	1000万円以上	1000万円以上	1000万円以上	1000万円以上	<input type="checkbox"/>	40
	900～1000万円	900～1000万円	900～1000万円	900～1000万円	<input type="checkbox"/>	35
	800～900万円	800～900万円	800～900万円	800～900万円	<input type="checkbox"/>	30
	700～800万円	700～800万円	700～800万円	-	<input type="checkbox"/>	25
	600～700万円	600～700万円	600～700万円	-	<input type="checkbox"/>	20
	500～600万円	500～600万円	-	-	<input type="checkbox"/>	15
	400～500万円	-	-	-	<input type="checkbox"/>	10
年齢	30歳未満				<input type="checkbox"/>	15
	30～34歳				<input type="checkbox"/>	10
	35～39歳				<input type="checkbox"/>	5
研究実績	特許発明1件以上				<input type="checkbox"/>	15
	外国政府からの競争的資金等を受けた研究3回以上				<input type="checkbox"/>	
	学術論文データベースに登載された学術雑誌に論文掲載3本以上				<input type="checkbox"/>	
	その他法務大臣が認める研究実績				<input type="checkbox"/>	
特別加算	所属機関がイノベーション支援措置を受けている				<input type="checkbox"/>	10
	日本の大学を卒業又は大学院の課程を修了				<input type="checkbox"/>	5
	日本語能力試験N1合格相当又は日本語専攻で外国の大学を卒業				<input type="checkbox"/>	10
合計						

(注)年齢は上陸申請の時点

以上の記載内容は事実と相違ありません。

申出人又は出入国管理及び難民認定法第7条の2に基づき法務省令で定める代理人の署名/作成年月日

年 月 日

高度人材ポイント計算表(高度専門・技術分野)

「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第1の5の表の下欄(二に係る部分に限る。)に掲げる活動を定める件」第3条の規定に基づき、ポイントの自己計算を行ったので提出します。

					チェック	点数
学歴	博士				<input type="checkbox"/>	30
	修士又は専門職学位				<input type="checkbox"/>	20
	大卒又はこれと同等以上の教育				<input type="checkbox"/>	10
職歴	10年以上				<input type="checkbox"/>	20
	7～10年				<input type="checkbox"/>	15
	5～7年				<input type="checkbox"/>	10
	3～5年				<input type="checkbox"/>	5
年収	30歳未満	30～34歳	35～39歳	40歳以上		
	1000万円以上	1000万円以上	1000万円以上	1000万円以上	<input type="checkbox"/>	40
	900～1000万円	900～1000万円	900～1000万円	900～1000万円	<input type="checkbox"/>	35
	800～900万円	800～900万円	800～900万円	800～900万円	<input type="checkbox"/>	30
	700～800万円	700～800万円	700～800万円	-	<input type="checkbox"/>	25
	600～700万円	600～700万円	600～700万円	-	<input type="checkbox"/>	20
	500～600万円	500～600万円	-	-	<input type="checkbox"/>	15
	400～500万円	-	-	-	<input type="checkbox"/>	10
年齢	30歳未満				<input type="checkbox"/>	15
	30～34歳				<input type="checkbox"/>	10
	35～39歳				<input type="checkbox"/>	5
研究実績	特許発明1件以上				<input type="checkbox"/>	15
	外国政府からの競争的資金等を受けた研究3回以上				<input type="checkbox"/>	
	学術論文データベースに登録された学術雑誌に論文掲載3本以上				<input type="checkbox"/>	
	その他法務大臣が認める研究実績				<input type="checkbox"/>	
資格	日本の国家資格(業務独占資格又は名称独占資格)を有している。又はIT告示に定める試験に合格若しくは資格を有している(合格している資格・試験が1つの場合)				<input type="checkbox"/>	5
	日本の国家資格(業務独占資格又は名称独占資格)を有している。又はIT告示に定める試験に合格若しくは資格を有している(複数の資格・試験に合格している場合)				<input type="checkbox"/>	10
特別加算	所属機関がイノベーション支援措置を受けている				<input type="checkbox"/>	10
	日本の大学を卒業又は大学院の課程を修了				<input type="checkbox"/>	5
	日本語能力試験N1合格相当又は日本語専攻で外国の大学を卒業				<input type="checkbox"/>	10
合計						

(注)年齢は上陸申請の時点

以上の記載内容は事実と相違ありません。
 申出人又は出入国管理及び難民認定法第7条の2に基づき法務省令で定める代理人の署名/作成年月日

年 月 日

高度人材ポイント計算表(高度経営・管理分野)

「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第1の5の表の下欄(二に係る部分に限る。)に掲げる活動を定める件」第3条の規定に基づき、ポイントの自己計算を行ったので提出します。

		チェック	点数
学歴	博士、修士又は専門職学位	<input type="checkbox"/>	20
	大卒又はこれと同等以上の教育	<input type="checkbox"/>	10
職歴	10年以上	<input type="checkbox"/>	25
	7～10年	<input type="checkbox"/>	20
	5～7年	<input type="checkbox"/>	15
	3～5年	<input type="checkbox"/>	10
年収	3000万円以上	<input type="checkbox"/>	50
	2500～3000万円	<input type="checkbox"/>	40
	2000～2500万円	<input type="checkbox"/>	30
	1500～2000万円	<input type="checkbox"/>	20
	1000～1500万円	<input type="checkbox"/>	10
地位	代表取締役、代表執行役又は代表権のある業務執行社員	<input type="checkbox"/>	10
	取締役、執行役又は業務執行社員	<input type="checkbox"/>	5
特別加算	所属機関がイノベーション支援措置を受けている	<input type="checkbox"/>	10
	日本の大学を卒業又は大学院の課程を修了	<input type="checkbox"/>	5
	日本語能力試験N1合格相当又は日本語専攻で外国の大学を卒業	<input type="checkbox"/>	10
合計			

以上の記載内容は事実と相違ありません。
申出人又は出入国管理及び難民認定法第7条の2に基づき法務省令で定める代理人の署名／作成年月日

年 月 日

高度人材ポイント計算表(高度学術研究分野)

「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第1の5の表の下欄(二に係る部分に限る。)に掲げる活動を定める件第2条の表の下欄に掲げる活動を指定されて在留する者等の在留手続の取扱いに関する指針」第3の5の規定に基づき、ポイントの自己計算を行ったので提出します。

					チェック	点数
学歴	博士				<input type="checkbox"/>	30
	修士又は専門職学位				<input type="checkbox"/>	20
職歴	7年以上				<input type="checkbox"/>	15
	5～7年				<input type="checkbox"/>	10
	3～5年				<input type="checkbox"/>	5
年収	30歳未満	30～34歳	35～39歳	40歳以上		
	1000万円以上	1000万円以上	1000万円以上	1000万円以上	<input type="checkbox"/>	40
	900～1000万円	900～1000万円	900～1000万円	900～1000万円	<input type="checkbox"/>	35
	800～900万円	800～900万円	800～900万円	800～900万円	<input type="checkbox"/>	30
	700～800万円	700～800万円	700～800万円	-	<input type="checkbox"/>	25
	600～700万円	600～700万円	600～700万円	-	<input type="checkbox"/>	20
	500～600万円	500～600万円	-	-	<input type="checkbox"/>	15
	400～500万円	-	-	-	<input type="checkbox"/>	10
年齢	30歳未満				<input type="checkbox"/>	15
	30～34歳				<input type="checkbox"/>	10
	35～39歳				<input type="checkbox"/>	5
研究実績	特許発明1件以上				<input type="checkbox"/>	15
	外国政府からの競争的資金等を受けた研究3回以上				<input type="checkbox"/>	
	学術論文データベースに登録された学術雑誌に論文掲載3本以上				<input type="checkbox"/>	
	その他法務大臣が認める研究実績				<input type="checkbox"/>	
特別加算	所属機関がイノベーション支援措置を受けている				<input type="checkbox"/>	10
	日本の大学を卒業又は大学院の課程を修了				<input type="checkbox"/>	5
	日本語能力試験N1合格相当又は日本語専攻で外国の大学を卒業				<input type="checkbox"/>	10
合計						

(注) 年齢は申請の時点

以上の記載内容は事実と相違ありません。
申出人の署名／作成年月日

年 月 日

高度人材ポイント計算表(高度専門・技術分野)

「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第1の5の表の下欄(二に係る部分に限る。)に掲げる活動を定める件第2条の表の下欄に掲げる活動を指定されて在留する者等の在留手続の取扱いに関する指針」第3の5の規定に基づき、ポイントの自己計算を行ったので、提出します。

				チェック	点数	
学歴	博士			<input type="checkbox"/>	30	
	修士又は専門職学位			<input type="checkbox"/>	20	
	大卒又はこれと同等以上の教育			<input type="checkbox"/>	10	
職歴	10年以上			<input type="checkbox"/>	20	
	7～10年			<input type="checkbox"/>	15	
	5～7年			<input type="checkbox"/>	10	
	3～5年			<input type="checkbox"/>	5	
年収	30歳未満	30～34歳	35～39歳	40歳以上		
	1000万円以上	1000万円以上	1000万円以上	1000万円以上	<input type="checkbox"/>	40
	900～1000万円	900～1000万円	900～1000万円	900～1000万円	<input type="checkbox"/>	35
	800～900万円	800～900万円	800～900万円	800～900万円	<input type="checkbox"/>	30
	700～800万円	700～800万円	700～800万円	-	<input type="checkbox"/>	25
	600～700万円	600～700万円	600～700万円	-	<input type="checkbox"/>	20
	500～600万円	500～600万円	-	-	<input type="checkbox"/>	15
	400～500万円	-	-	-	<input type="checkbox"/>	10
年齢	30歳未満			<input type="checkbox"/>	15	
	30～34歳			<input type="checkbox"/>	10	
	35～39歳			<input type="checkbox"/>	5	
研究実績	特許発明1件以上			<input type="checkbox"/>	15	
	外国政府からの競争的資金等を受けた研究3回以上			<input type="checkbox"/>		
	学術論文データベースに登録された学術雑誌に論文掲載3本以上			<input type="checkbox"/>		
	その他法務大臣が認める研究実績			<input type="checkbox"/>		
資格	日本の国家資格(業務独占資格又は名称独占資格)を有している。又はIT告示に定める試験に合格若しくは資格を有している(合格している資格・試験が1つの場合)			<input type="checkbox"/>	5	
	日本の国家資格(業務独占資格又は名称独占資格)を有している。又はIT告示に定める試験に合格若しくは資格を有している(複数の資格・試験に合格している場合)			<input type="checkbox"/>	10	
特別加算	所属機関がイノベーション支援措置を受けている			<input type="checkbox"/>	10	
	日本の大学を卒業又は大学院の課程を修了			<input type="checkbox"/>	5	
	日本語能力試験N1合格相当又は日本語専攻で外国の大学を卒業			<input type="checkbox"/>	10	
合計						

(注)年齢は申請の時点

以上の記載内容は事実と相違ありません。
申出人の署名/作成年月日

年 月 日

高度人材ポイント計算表(高度経営・管理分野)

「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第1の5の表の下欄(二に係る部分に限る。)に掲げる活動を定める件第2条の表の下欄に掲げる活動を指定されて在留する者等の在留手続の取扱いに関する指針」第3の5の規定に基づき、ポイントの自己計算を行ったので提出します。

		チェック	点数
学歴	博士、修士又は専門職学位	<input type="checkbox"/>	20
	大卒又はこれと同等以上の教育	<input type="checkbox"/>	10
職歴	10年以上	<input type="checkbox"/>	25
	7～10年	<input type="checkbox"/>	20
	5～7年	<input type="checkbox"/>	15
	3～5年	<input type="checkbox"/>	10
年収	3000万円以上	<input type="checkbox"/>	50
	2500～3000万円	<input type="checkbox"/>	40
	2000～2500万円	<input type="checkbox"/>	30
	1500～2000万円	<input type="checkbox"/>	20
	1000～1500万円	<input type="checkbox"/>	10
地位	代表取締役、代表執行役又は代表権のある業務執行社員	<input type="checkbox"/>	10
	取締役、執行役又は業務執行社員	<input type="checkbox"/>	5
特別加算	所属機関がイノベーション支援措置を受けている	<input type="checkbox"/>	10
	日本の大学を卒業又は大学院の課程を修了	<input type="checkbox"/>	5
	日本語能力試験N1合格相当又は日本語専攻で外国の大学を卒業	<input type="checkbox"/>	10
合計			

以上の記載内容は事実と相違ありません。
申出人の署名／作成年月日

年 月 日

高度人材認定を受けなかった案件の概要

(在留資格認定証明書交付申請)

項番	カテゴリー	ポイント合計 (最低年収基準適用なし)	学歴		職歴		年収		年齢		特別加算	不交付理由	結果
			ポイント	年数	ポイント	年数	ポイント	年数	ポイント	年数			
1	高度専門・技術	40点	修士	20点	7～10年(証券業)	15点	2000万円以上 (本邦外機関から)	0点	30代後半	5点		○70点未満 ○最低年収基準(500万円)不適合	「企業内転勤」で交付
2	高度経営・管理	35点	学士	10点	10年～(専門職)	25点	6000万円以上 (本邦外機関から)	0点	40代	-		○70点未満 ○最低年収基準(600万円)不適合	「企業内転勤」で交付
3	高度専門・技術	0点	立証なし	0点	立証なし	0点	200万円台	0点	40代	0点		○70点未満 ○最低年収基準(600万円)不適合	「企業内転勤」で交付
4	高度専門・技術	45点	博士	30点	5～7年(製品開発業)	10点	2000万円以上 (本邦外機関から)	0点	30代後半	5点		○70点未満 ○最低年収基準(500万円)不適合	「企業内転勤」で交付
5	高度専門・技術	60点	博士	30点	0年(製造業)	0点	500万円台	15点	30代前半	10点	本邦高等教育機関の学位(5点)	○70点未満	「技術」で交付
6	高度専門・技術	30点	学士	10点	10年～(資源産業)	20点	1000万円台 (本邦外機関から)	0点	40代	0点		○70点未満 ○最低年収基準(600万円)不適合	「企業内転勤」で交付

高度人材認定を受けなかった案件の概要

(在留資格変更許可申請)

項番	カテゴリ	ポイント合計 (最低年収基準適用なし)	学歴		職歴		年収		年齢		特別加算	不許可理由	結果
			学位	年数	年数	ポイント	円	ポイント	代	年数			
1	高度専門・技術	65点	博士	30点	1～3年(製造業)	0点	200万円台	0点	30代前半	10点	職務関連の国家資格×2(10点) 本邦高等教育機関の学位(5点) 日本語能力(10点)	○70点未満 ○年収最低基準(440万円)不適合	不許可(「技術」で在留継続)
2	高度専門・技術	25点	学士	10点	立証なし	0点	300万円台	0点	30代前半	10点	本邦高等教育機関の学位(5点)	○70点未満 ○年収最低基準(440万円)不適合	不許可(「教育」で在留継続)
3	高度学術研究	70点	博士	30点	5～7年(大学等研究機関)	10点	300万円台	0点	30代後半	5点	イノベーション措置(10点) 本邦高等教育機関の学位(5点) 日本語能力(10点)	○年収最低基準(500万円)不適合	不許可(「教授」で在留継続)
4	高度学術研究	90点	博士	30点	7～10年(大学等研究機関)	15点	300万円台	0点	30代後半	5点	論文3本以上(15点) イノベーション措置(10点) 本邦高等教育機関の学位(5点) 日本語能力(10点)	○年収最低基準(500万円)不適合	不許可(「教授」で在留継続)
5	高度学術研究	40点	博士	30点	7～10年(大学等研究機関)	0点	100万円以下	0点	30代後半	5点	本邦高等教育機関の学位(5点)	○70点未満 ○年収最低基準(500万円)不適合	不許可(「教授」で在留継続)
6	高度専門・技術	55点	修士	20点	7～10年(製造業)	15点	400万円台	0点	30代前半	10点	日本語能力(10点)	○70点未満 ○年収最低基準(440万円)不適合	不許可(「技術」で在留継続)
7	高度学術研究	55点	博士	30点	7～10年(国際機関)	15点	400万円台	0点	30代後半	5点	本邦高等教育機関の学位(5点)	○70点未満 ○年収最低基準(500万円)不適合	不許可(「研究」で在留継続)
8	高度専門・技術	80点	博士	30点	3～5年(製品開発業)	5点	800万円台	30点	30代前半	10点	本邦高等教育機関の学位(5点)	○その他	不許可(「人文・国際」で在留継続)
9	高度専門・技術	65点	学士	10点	5～7年(シンクタンク)	10点	500万円台	15点	20代	15点	職務関連の国家資格(5点) 日本語能力(10点)	○70点未満	不許可(「技術」で在留継続)

高度人材認定を受けなかった案件の概要

(在留資格変更許可申請)

項番	カテゴリー	ポイント合計 (最低年収基準適用なし)	学歴		職歴		年収		年齢		特別加算	不許可理由	結果
			20点	30点	5点	10点	0点	20代	15点				
10	高度専門・技術	55点	修士	20点	3～5年(IT関連)	5点	300万円台	0点	20代	15点	職務関連の国家資格(5点) 日本語能力(10点)	○70点未満	不許可(「技術」 で在留継続)
11	高度専門・技術	65点	博士	30点	5～7年(製品開発業)	10点	400万円台	0点	30代前半	10点	論文3本以上(15点)	○70点未満	不許可(「技術」 で在留継続)
12	高度専門・技術	60点		0点	10年～(IT関連)	20点	1000万円台	40点	40代			○70点未満	不許可(「技術」 で在留継続)
13	高度専門・技術	65点	修士	20点	3～5年(IT関連)	5点	400万円台	10点	20代	15点	職務関連の国家資格(5点) 日本語能力(10点)	○70点未満	不許可(「技術」 で在留継続)
14	高度専門・技術	60点	修士	20点	3～5年(製造業)	5点	400万円台	10点	20代	15点	日本語能力(10点)	○70点未満	不許可(「技術」 で在留継続)
15	高度専門・技術	65点	修士	20点	0年(製造業)	0点	400万円台	10点	20代	15点	職務関連の国家資格(5点) 本邦高等教育機関の学位(5点) 日本語能力(10点)	○70点未満	不許可(「技術」 で在留継続)
16	高度学術研究	55点	博士	30点	5～7年(シンクタンク)	10点	400万円台 + α	0点	40代	0点	本邦高等教育機関の学位(5点) 日本語能力(10点)	○70点未満	不許可(「研究」 で在留継続)
17	高度専門・技術	60点	博士	30点	5～7年(製造業)	10点	500万円台	0点	30代後半	5点	論文3本以上(15点)	○70点未満	不許可(「技術」 で在留継続)
18	高度専門・技術	80点	博士	30点	10年～(製品開発業)	20点	300万円台	0点	40代	0点	論文3本以上(15点) イノベーション措置(10点) 本邦高等教育機関の学位(5点)	○最低年収基準(600万円)不適合	「教授」→「研究」 で在留資格 変更許可